

改正	昭和41年4月1日	昭和42年4月1日
	昭和43年4月1日	昭和44年4月1日
	昭和44年5月16日	昭和44年6月4日
	昭和46年1月1日	昭和46年4月1日
	昭和47年4月1日	昭和48年1月1日
	昭和48年4月1日	昭和48年11月14日
	昭和49年4月1日	昭和50年1月1日
	昭和50年4月1日	昭和50年12月3日
	昭和51年4月1日	昭和52年4月1日
	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和56年1月1日
	昭和56年4月1日	昭和56年5月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年8月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成2年6月1日	平成2年7月27日
	平成3年4月1日	平成3年10月1日
	平成3年12月16日	平成4年4月1日
	平成4年7月1日	平成5年4月1日
	平成5年12月17日	平成6年3月12日
	平成7年4月1日	平成8年7月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成13年5月1日	平成13年6月20日
	平成14年4月1日	平成14年9月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成16年11月4日	平成17年1月27日
	平成17年7月28日	平成17年9月28日
	平成17年11月29日	平成18年3月16日
	平成18年5月25日	平成18年6月22日
	平成18年11月24日	平成19年3月29日
	平成19年5月24日	平成19年7月19日
	平成20年3月14日	平成21年1月22日
	平成21年3月12日	平成21年6月10日
	平成22年4月1日	平成22年5月27日
	平成23年1月27日	平成23年11月24日
	平成24年3月29日	平成24年9月27日
	平成25年1月24日	平成26年1月30日
	平成27年1月29日	平成28年1月28日
	平成29年4月1日	平成30年3月29日
	平成31年1月31日	令和2年3月18日

(目的および使命)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。

(自己点検・評価および内部質保証の推進)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進するものとする。

3 自己点検・評価の実施および内部質保証の推進については、別に定める。

(情報公開)

第1条の3 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 修業年限・学年・学期および休業日

(修業年限)

第2条 本学の修業年限は、4年（8学期）とする。

2 修業年限を第1学年から第4学年（第1学期から第8学期）までに分ける。

3 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年度)

第3条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第4条 学年度を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月23日まで

秋学期 9月24日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（10月22日）

(4) 春季休業（3月25日から3月31日まで）

(5) 夏季休業（7月24日から9月23日まで）

(6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

2 時宜により、学長は前項第2号ないし第6号の休業日または休業期間を変更することができる。

第3章 学部・学科および収容定員

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部・学科をおく。

外国語学部	ドイツ語学科
	英語学科
	フランス語学科
	交流文化学科
国際教養学部	言語文化学科
	経済学科
	経営学科
	国際環境経済学科
法学部	法律学科
	国際関係法学科
	総合政策学科

(学生定員)

第7条 本学の学部・学科別入学・収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学科	120名		480名
	英語学科	250名		1,000名
	フランス語学科	95名		380名
	交流文化学科	100名		400名
国際教養学部	言語文化学科	150名	5名	610名
経済学部	経済学科	280名		1,120名
	経営学科	280名		1,120名
	国際環境経済学科	120名		480名
法学部	法律学科	210名		840名
	国際関係法学科	75名	5名	310名
	総合政策学科	70名		280名

第4章 学部・学科の目的

(外国語学部の目的)

第8条 外国語学部ドイツ語学科は、ドイツ語の運用能力を養成し、ドイツ語圏の歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

2 外国語学部英語学科は、英語の運用能力を養成し、英語圏の言語・文学・文化・社会・国際関係などを理解するための専門知識を身につけた、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

3 外国語学部フランス語学科は、フランス語の運用能力を養成し、フランス語圏の歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

4 外国語学部交流文化学科は、英語を中心とした外国語の運用能力を養成し、交流する文化の諸相を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

(国際教養学部の目的)

第9条 国際教養学部言語文化学科は、複数の外国語の運用能力を身につけるとともに、環太平洋地域を見据えた日本を含む諸地域の言語・文化・社会についての知識を習得し、さらに、日本が蓄積してきた「知」を国際社会における教養の一環として積極的に発信しうる市民を育成することを目的とする。

(経済学部の目的)

第10条 経済学部経済学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経済学の専門知識を習得した、国際的視野を有する優れた社会人の育成を目的とする。

2 経済学部経営学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経営学・情報の専門知識を習得した、国際的視野を有する優れた社会人の育成を目的とする。

3 経済学部国際環境経済学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経済学の専門知識を習得したうえで、環境に対する責任と正しい認識に基づき、持続可能な社会の実現を目指して、地域社会や国際社会に貢献できる実践的な人材の育成を目的とする。

(法学部の目的)

第11条 法学部法律学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた法学の専門的知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

2 法学部国際関係法学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた国際的な法学、および、政治学の知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

3 法学部総合政策学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた地域的、および、国際的な政治学、および、法学の知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

第5章 授業科目および単位数

(授業科目の区分)

第12条 授業科目は、必修科目・選択必修科目および選択科目の3種に分ける。

(授業科目の配当)

第13条 授業科目は、原則として、これを第1学年から第4学年（第1学期から第8学期）に配当して教育する。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(授業科目の種類・単位)

第14条 各学部・学科における授業科目および単位数は、別表ⅠないしⅣのとおりとする。

第15条から第18条まで 削除

第6章 授業科目の単位の修得

(外国語学部授業科目の単位の修得)

第19条 外国語学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

(1) ドイツ語学科

別表（Ⅰ―1、Ⅰ―5およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(2) 英語学科

別表（Ⅰ―2、Ⅰ―5およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(3) フランス語学科

別表（Ⅰ―3、Ⅰ―5およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(4) 交流文化学科

別表（Ⅰ―4、Ⅰ―5およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科または他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(国際教養学部授業科目の単位の修得)

第19条の1の2 国際教養学部授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

言語文化学科 別表（Ⅰの2およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

2 学科所定の範囲内の単位を、他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(経済学部授業科目の単位の修得)

第19条の2 経済学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

(1) 経済学科

別表（Ⅱ―1およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(2) 経営学科

別表（Ⅱ―2およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(3) 国際環境経済学科

別表（Ⅱ―3およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科または他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(法学部授業科目の単位の修得)

第19条の3 法学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

(1) 法律学科

別表（Ⅲ―1およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(2) 国際関係法学科

別表（Ⅲ―2およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(3) 総合政策学科

別表（Ⅲ―3およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科授業科目の単位をもって代えることができる。

(外国人学生等の履修の特例)

第19条の4 外国人学生および帰国学生の授業科目の履修については、特例を認める。

2 前項の特例については、別に定める。

(入学前に修得した単位等の認定)

第19条の5 本学に入学、編入学または再入学した者については、第19条ないし第19条の3の規定による単位の一部を、既に修得したものとして認定することができる。

2 前項の認定については、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第19条の6 学生は、事前の許可を得て、本学と協定を結んだ大学(外国の大学を含む。)またはその他の外国の大学等において、その授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は学部・学科の授業科目の単位数の一部として認定することができる。

3 前2項の実施については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の7 本学は、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

(認定単位数の上限)

第19条の8 第19条の6および第19条の7により本学において修得したものとみなす単位数は、編入学および再入学を除く第19条の5の入学前に修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の取得)

第20条 教員免許状の授与を受ける所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、本学所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の種類・単位数および教員免許状の種類(免許教科の種類を含む。)は、別表Vのとおりとする。

(司書・司書教諭資格の取得)

第21条 司書または司書教諭の資格を得ようとする者は、図書館法および同法施行規則または学校図書館法および学校図書館司書教諭講習規程の定めるところにより、本学所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の種類および単位数は、別表VIのとおりとする。

第7章 授業科目の単位算定・履修登録・単位認定および卒業

(単位の算定)

第22条 1 単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 削除

(3) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、第1号および第3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修登録)

第23条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 学科目の履修登録等については、別に定める。

(単位の認定方法)

第24条 授業科目の単位の認定は、筆記または口述による試験その他の方法による。

2 試験の実施については、別に定める。

(単位の認定の時期)

第25条 単位認定の時期は、学期末または学年度末とする。

(成績評価)

第26条 成績の評価は、特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（F）の5段階とし、
特優（AA）・優（A）・良（B）・可（C）を合格とする。

2 合格した科目については、所定の単位を与える。

第27条 削除

第28条 削除

(卒業)

第29条 修業年限を満たし、所定の単位を修得した者は卒業することを認め、学士の学位を授与する。

2 本学に編入学または再入学した者は、修業年限を短縮して卒業することができる。

(卒業の時期)

第29条の2 学生を卒業させる時期は、各学期末とし、卒業日を次のとおりとする。

(1) 春学期 9月20日

(2) 秋学期 3月20日

(学士の学位)

第30条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

外国語学部	ドイツ語学科	学士（外国文化）
	英語学科	学士（外国文化）
	フランス語学科	学士（外国文化）
	交流文化学科	学士（外国文化）
国際教養学部	言語文化学科	学士（外国文化）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	経営学科	学士（経営学）
	国際環境経済学科	学士（経済学）
法学部	法律学科	学士（法学）
	国際関係法学科	学士（法学）
	総合政策学科	学士（法学）

第8章 入学・編入学および再入学

(入学の時期)

第31条 学生を入学させる時期は、学年度の初めとする。

2 前項にかかわらず、国際教養学部言語文化学科の入学の時期は各学期の初めとする。

(入学資格)

第32条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了したものまたはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定したもの

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣がおこなう大学入学資格検定に合格した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣がおこなう高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の許可)

第33条 入学の許可は、検定によって定める。

(編入学・再入学・学士入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

- (1) 本学の一つの学部学科を卒業した者で、更に他の学部学科に入学を志願する者
- (2) 第43条の規定により退学した者で、再入学を志願する者
- (3) 他の大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (4) 他の大学に1年以上在学した者で、本学に入学を志願する者
- (5) 短期大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (6) 高等専門学校を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (7) 学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者で、本学に入学を志願する者

2 前項第1号および第3号による入学を学士入学という。

(外国人の入学等)

第35条 外国人で入学または編入学を志願する者があるときは、特別の選考により入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した者を外国人学生という。

3 外国人学生の入学資格等については、第32条および第34条の規定を準用する。

4 外国の大学に在籍しながら本学の授業科目を履修する者を、外国人留学生という。

5 外国人学生および外国人留学生の受け入れについては、別に定める。

(帰国生徒の入学等)

第35条の2 外国において高等学校に相当する課程を修了した日本人または日本に永住する外国人等(出入国管理及び難民認定法の別表第二に掲げる者)で入学を志願する者は、特別の選考により入学を許可することができる。

2 外国の大学またはこれに相当する教育機関の課程を一部または全部修了した日本人または日本に永住する外国人等(出入国管理及び難民認定法の別表第二に掲げる者)で、編入学を志願する者は、特別の選考により入学を許可することができる。

3 前2項の規定により入学または編入学した者を、帰国学生という。

4 帰国学生の入学資格、単位の修得および振替・換算の方法等については別に定める。

(入学手続)

第36条 入学または編入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

(転部・転科)

第37条 本学に入学した者で転部・転科を志願する者は、学年度の初めに限り、特別の選考によってこれを許可することができる。

第9章 休学・退学・除籍および転学

(休学)

第38条 休学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得て、その学期および学年度が終るまで休学することができる。引き続き休学するときは、あらためて願い出なければならない。

(休学命令)

第39条 学長は、特別の必要があると認めた者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第40条 休学期間は、通算して4年(8学期)を超えることができない。

(在学期間不算入)

第41条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学の理由が止んで復学するときは、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(休学の特例)

第42条の2 第19条の6の規定により他大学において授業科目を履修する学生の在学期間および休学の取扱いについては、第38条ないし第42条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第44条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学部教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第2条第3項の規定する期間を超えた者
- (2) 第40条の規定する期間を超えた者
- (3) 授業料等納付金の納付を遅滞し、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 行方不明の届け出のあった者

2 死亡届け出のあった学生については、学長が除籍する。

(転学)

第45条 他の大学に入学または転学を志望する者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第46条 第44条または第49条の規定により除籍または退学の処分を受けた者についても、事情により再入学を許可することができる。

2 再入学者の取扱いについては、第34条の規定を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、特に推賞すべき行為があった学生に対して、全学教授会の審議を経て表彰することができる。

(授賞)

第48条 学長は、卒業に際して人物および成績ともに優秀な学生に対して、全学教授会の審議を経て賞を授けることができる。

(懲戒)

第49条 本学の学則その他諸規則に背き、または秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った学生は、全学教授会の審議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒の処分は、戒告・停学および退学とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 入学検定料・入学金および授業料等納付金

(入学検定料)

第50条 入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料については、別に定める。

(入学金)

第51条 入学を許可された者は、入学金として金270,000円を納付しなければならない。

(編入学者等への適用)

第52条 第34条に規定する者についても、前2条の規定を適用する。

(授業料)

第53条 授業料は各学期金380,000円とし、次項に規定する納付期限までに全額納付しなければならない。

- 2 授業料の納付期限は次のとおりとする。
 - (1) 春学期 4月末日
 - (2) 秋学期 9月末日

(その他の納付金)

第54条 第51条および第53条に規定する納付金のほかに施設設備費を各学期に金140,000円およびその他の諸経費を徴する。

- 2 施設設備費の納付期限は次のとおりとする。
 - (1) 春学期 4月末日
 - (2) 秋学期 9月末日

3 その他の諸経費については、別に定める。

(納付金の納付・減免)

第55条 休学または停学中であっても、授業料等納付金は納付しなければならない。ただし、休学を許可された者または休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、授業料に限りこれを減免することができる。

(授業料の特例)

第55条の2 第19条の6の規定により他大学において授業科目を履修する学生および第35条第4項の規定による外国人留学生の授業料については、別に定める。

(退学者等の納付金納付義務)

第56条 春学期または秋学期の中途において、第43条の規定によって退学し、または第44条もしくは第49条の規定によって除籍もしくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(既納付金の取扱い)

第57条 既納付金は、いかなる理由があっても還付しない。

2 前項にかかわらず、入学辞退による還付については別に定めるところによる。

第11章の2 奨学金

(奨学金制度)

第57条の2 本学に奨学金制度を設ける。

2 奨学金制度については、別に定める。

第12章 教職員組織

(学長)

第58条 本学に、学長をおく。

2 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

3 学長予定者の選出については、別に定める。

(副学長)

第59条 本学に、副学長をおくことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて本学を統轄する。

3 副学長は、全学教授会の審議を経て学長が指名する。

(学部長・学科長)

第60条 本学に、外国語学部長、国際教養学部長、経済学部長および法学部長をおく。

2 学部長は、学部を代表し、その学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部長に事故があるとき、学部教授会の審議を経て学長から任命された者がその職務を代行する。

4 学部長のもとに、学科長をおくことができる。

5 学部長および学科長の選任については、別に定める。

(図書館長等)

第61条 本学に、図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長をおく。

2 図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長は、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長の選任については、別に定める。

(自己点検・評価室長)

第61条の2 本学に、自己点検・評価室長をおく。

2 自己点検・評価室長は、本学の点検および評価にあたり、学長を補佐する。

3 自己点検・評価室長の選任については、別に定める。

(事務局長)

第62条 本学に、事務局長をおく。

2 事務局長は、本学の運営に関して学長を補佐する。

(教職員)

第63条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員をおく。

第13章 削除

第14章 教授会

(教授会)

第64条 本学に、全学教授会をおく。

2 各学部、学部教授会をおく。

3 学部教授会のもとに、学科教授会をおくことができる。

(教授会の構成)

第65条 全学教授会は、学長および本学の全専任教員をもって構成する。

2 学部教授会は、学部所属の全専任教員をもって構成する。

(教授会の招集・運営)

第66条 全学教授会は、学長が招集する。

2 学部教授会は、学部長が招集する。

3 全学教授会、学部教授会および学科教授会の運営については、別に定める。

(教授会の招集請求)

第67条 全学教授会の構成員の六分の一以上から議題を示して請求があったときは、学長は遅滞なく全学教授会を招集するものとする。

(全学教授会の審議事項)

第68条 全学教授会は、次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議する。

(1) 学則およびその他の全学にかかわる規程等の制定および改廃に関する事項

(2) 学長予定者の推薦に関する事項

(3) 教員の任用審査、昇任審査その他人事に関する事項

(4) 授業および試験の実施等教務に関する事項

(5) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項

(6) 本学則その他の規程に規定された事項

(7) 第67条の規定による招集請求に議題として示された事項

(8) その他全学に関する事項

(学部教授会の審議事項)

第69条 学部教授会は、その学部に関わる次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議する。

(1) 学位の授与に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の入学、退学、卒業その他第47条ないし第49条に規定する賞罰を除く身分に関する事項

(3)の2 所属教員の任用審査、昇任審査その他人事に関する事項

(4) 各種委員の選出に関する事項

(5) 全学教授会から委任された事項

(6) その他学部の運営に関する事項

第70条 削除

(全学教授会の庶務)

第71条 全学教授会の庶務は、総務課において行う。

2 総合企画課は、議事録を作成し、次の教授会において確認を受けるものとする。

第15章 部局長会

(部局長会)

第72条 本学に、部局長会をおく。

(部局長会の任務)

第73条 部局長会は、諸部局の連絡調整に当たるとともに、学内運営に関する重要事項について、学長の諮問に応えるものとする。

(部局長会の構成)

第74条 部局長会は、学長、副学長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、キャリアセンター所長、入試部長、教育研究支援センター所長、国際交流センター所長、学友会総務部長、事務局長、総務部長、経理部長、および施設事業部長をもって構成する。

(部局長会の招集)

第75条 部局長会は、学長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

(部局長会の運営)

第76条 部局長会の運営については、別に定める。

第16章 委員会

(各種委員会)

第77条 本学に、必要に応じて常置の委員会または臨時の委員会をおく。

(委員会の運営)

第78条 各種委員会については、別に定める。

第17章 図書館

(図書館)

第79条 本学に、図書館を設ける。

2 図書館は、図書・文献および研究資料を収集管理し、教職員および学生の閲覧に供する。

(図書館の運営)

第80条 図書館の運営等については、別に定める。

第17章の2 附属機関

(研究所・センター)

第80条の2 本学に次の附属機関を設ける。

(1) 教育研究支援センター

(2) 削除

(3) 国際交流センター

2 附属機関の運営については、別に定める。

第80条の3 及び第80条の4 削除

第17章の3 エクステンションセンター

(エクステンションセンター)

第80条の5 生涯学習とキャリア・ディベロップメント及び地域連携に関する諸事業に資するため、本学にエクステンションセンターを設ける。

2 エクステンションセンターの運営については別に定める。

第18章 保健・安全衛生

(保健センター)

第81条 本学に、教職員および学生の健康を管理するため、保健センターを設ける。

2 保健センターに、校医、保健師その他の職員をおく。

3 教職員および学生は、毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

4 保健センターの運営等については、別に定める。

(安全衛生管理)

第82条 本学は、教職員および学生の安全の確保と健康の保持増進および快適な環境の形成を促進するために、安全衛生管理上、必要な処置を実施する。

2 安全衛生管理については、別に定める。

第83条から第84条 削除

第19章 学友会

(学友会)

第85条 本学に、教育機構の一環として学友会をおく。

2 学友会に、会長、副会長、総務部長、文化部長および体育部長をおく。

3 学友会の運営については、別に定める。

第20章 学生寮

(学生寮)

第86条 本学に、学生寮を設ける。

2 学生寮については、別に定める。

第87条 削除

第20章の2 大学院

(大学院)

第87条の2 本学に、大学院をおく。

2 大学院の学則は、別に定める。

第21章 削除

第88条から第98条まで 削除

第22章 聴講生・科目等履修生・特別聴講生および委託研修生

(聴講生・科目等履修生)

第99条 本学の学生以外の者で、一科目または数科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、在学者の学修に妨げのない限り、聴講生または科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生とは、大学設置基準第31条に基づき授業科目を履修する者をいう。

3 聴講生とは、学位等の取得を目的としない者をいう。

4 前各項に定めるもののほか、聴講生・科目等履修生については、別に定める。

(特別聴講生)

第100条 他大学若しくは高等学校又はそれらに準ずる教育機関の学生又は生徒が本学との協定に基づき、本学の授業科目の聴講を志願するときは、これを特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生については、別に定める。

(委託研修生)

第100条の2 公共団体その他の団体から本学に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として許可することができる。

2 委託研修生については、別に定める。

第22章の2 正課外講座

(正課外講座)

第100条の3 第19条から第21条までに規定する授業科目以外に、正課外講座を開設することができる。

2 社会人等の教養と文化の向上に資するため、オープンカレッジ講座等の生涯学習に関する講座を開設することができる。

3 学生等のキャリア・ディベロップメントに資するため、本学にキャリア・ディベロップメント講座を開設することができる。

4 正課外講座の運営については、別に定める。

(施設の開放)

第100条の4 本学の教育に支障のない場合に限って、教室・運動場等の施設を学外者に開放することができる。

2 施設の開放については、別に定める。

第101条から第103条まで 削除

附 則

第104条 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

第105条 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

第106条 第53条の規定にかかわらず、昭和39年度および昭和40年度の入学者の授業料は、年額60,000円とする。

第107条 第54条の規定にかかわらず、昭和40年度の入学者の施設拡充費は、年額18,000円とする。

附 則

第108条 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

第109条 第53条の規定にかかわらず、昭和41年度入学者の授業料は年額金70,000円とする。

附 則

第110条 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

第111条 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

第112条 本学則は、昭和44年5月16日から施行し、第70条の改正規定は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

第113条 本学則は、昭和44年6月4日から施行する。

附 則

第114条 本学則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則

第115条 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

第116条 本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

第117条 本学則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則

第118条 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第19条の適用は現に専門課程に在学する者については、従前の学則によるものとする。

附 則

第119条 本学則は、昭和48年11月14日から施行する。

附 則

第120条 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

第121条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和48年度以前の入学者の授業料は学部年額金80,000円、専攻科年額金60,000円とする。

第122条 昭和49年1月9日改正の別表Ⅳ―(1)の規定は昭和49年度から新規に司書科目を履修する場合に適用することとし、その移行措置は別に定める。

第123条 昭和49年2月13日改正の別表Ⅱ―1―(2)の規定は昭和49年度以後の入学者から適用し、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第124条 昭和49年3月2日改正の別表Ⅱ―2―(1)の規定に基づく外国経済事情を修得した者は、これを外国経済事情Ⅰの科目を修得したものとみなす。

附 則

第125条 本学則は、昭和50年1月1日から施行する。

第126条 第96条の規定にかかわらず、昭和49年度以前の専攻科入学者の授業料は、年額金80,000円、諸費は、金6,000円とする。

第127条 昭和49年12月11日改正の別表Ⅱ―3の規定は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、旧表によって既に履修した科目および単位については、なお従前の例によりそのまま有効とし、また、昭和50年3月末日現在専門課程に在籍する者については、なお旧表を適用する。

第128条 昭和50年1月8日改正の別表Ⅱ―2―(1)の規定は、昭和49年度以後の入学者から適用し、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第129条 本学則は、昭和50年12月3日から施行する。

第130条 第50条、第51条、第53条、第54条、および第96条の規定にかかわらず、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第131条 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

第132条 昭和51年3月18日改正の別表Ⅱ―2―(1)、別表Ⅱ―2―(2)の規定は昭和51年度以後の入学者から適用し、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第133条 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

第134条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和51年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第135条 昭和52年1月12日改正の別表Ⅱ―2―(1)、別表Ⅱ―2―(2)の規定は昭和51年度以後の入学者から適用し、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第136条 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

第137条 第51条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第137条の2 昭和53年3月1日改正の別表Ⅲの規定は昭和53年4月1日から適用する。

附 則

第138条 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第50条および第96条の入学検定料については、昭和54年度の入学志願者から適用する。

第139条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和53年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第140条 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

第141条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第142条 昭和54年12月12日改正の別表Ⅱ—1—(1)、別表Ⅱ—1—(2)、別表Ⅱ—1—(3)および別表Ⅱ—1—(4)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第143条 本学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

第144条 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

第145条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和55年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第146条 昭和55年10月8日改正の別表Ⅱ—2—(1)および別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第147条 本学則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

第148条 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

第149条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第150条 昭和58年1月12日改正の別表Ⅱ—3の規定は、昭和57年度以後の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、昭和57年度入学者が旧表によって修得した科目および単位については、有効とする。

附 則

第151条 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

第152条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第153条 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

第154条 昭和59年12月5日改正の別表Ⅳ—(1)およびⅣ—(2)の規定は、昭和59年度以後の入学者から適用し、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第155条 昭和60年2月6日改正の別表Ⅱ—1—(1)、別表Ⅱ—1—(2)、別表Ⅱ—1—(3)、別表Ⅱ—2—(1)および別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第156条 本学則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

第157条 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

第158条 昭和61年10月8日改正の別表Ⅱ—2—(1)の規定は昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第159条 昭和61年12月10日の改正の別表Ⅱ—2—(1)および別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和55年度の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第160条 昭和61年12月10日改正の別表Ⅱ—2—(1)および別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和61年度の入学者から適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第161条 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

第162条 昭和62年7月8日改正の別表Ⅱ—1—(4)の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第163条 昭和62年11月18日改正の別表Ⅱ—2—(1)およびⅡ—2—(2)の規定は、昭和61年度以後の入学者から適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第164条 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

第165条 平成元年1月27日改正の学則第19条第1項第1号及び別表Ⅰ—(1)の規定は、平成元年度入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第166条 本学則は、平成元年7月28日から施行する。

第167条 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第51条については、平成2年度の入学者から適用する。

第168条 平成元年7月28日改正の別表Ⅲ教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）の規定は改正日より適用する。

第169条 平成元年7月28日改正の別表Ⅰ—(1)、別表Ⅰ—(3)、別表Ⅱ—1—3、別表Ⅱ—4、および別表Ⅲ—1の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第170条 平成元年7月28日改正の別表Ⅱ—2—(1)、別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第171条 本学則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成2年獨大学則第1号）

第172条 本学則は、平成2年7月27日から施行する。

第173条 平成2年7月27日改正の別表Ⅱ—4、別表Ⅲ—1および別表Ⅲ—2の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、平成6年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則（平成2年獨大学則第2号）

第174条 経済学部経済学科および経営学科の入学定員は、第7条の規定にかかわらず、平成3年度から平成6年度までの間は各400名とする。

2 前項の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成2年獨大学則第3号）

第175条 本学則は、平成2年7月27日から施行する。ただし、第53条の改正は平成3年4月1日から適用する。

第176条 第53条の規定にかかわらず、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成2年獨大学則第4号）

第177条 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

第178条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅰ—(1)、および第19条の第1項第1号の規定は、平成2年度の入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第179条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅰ—(2)、および第19条の第1項第2号の規定は、平成3年度の入学者から適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第180条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅱ—1—(2)は、昭和63年度の入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年獨大学則第2号）

第181条 本学則は平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成3年獨大学則第4号）

第182条 本学則第7条に規定する外国語学部のドイツ語学科、英語学科、フランス語学科および法学部法律学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間は、外国語学部ドイツ語学科170名、英語学科400名、フランス語学科110名、法学部法律学科400名とする。

2 前項の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年獨大学則第5号）

第183条 本学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条、第29条および第30条の規定は平成3年12月16日から施行する。

第184条 平成3年12月16日改正後の別表Ⅰ—（2）、および第19条の第1項第2号の規定は、平成4年度の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年獨大学則第2号）

第185条 本学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年獨大学則第3号）

第186条 本学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年12月17日改正後の第19条の第1項第2号、別表Ⅰ—（2）、別表Ⅱ—1—（2）、別表Ⅱ—2—（1）及び別表Ⅱ—2—（2）の規定は、平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 平成4年12月17日改正後の別表Ⅱ—1—（2）（専門教育科目中の第二外国語スペイン語）及び別表Ⅱ—1—（4）の規定は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年獨大学則第3号）

（平成6年獨大学則第1号）

第187条 本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、改正後の本学則第9条、第12条ないし第15条、第19条ないし第19条の6、第20条ないし第22条、第27条ないし第29条、第42条の2および第55条の2の各規定ならびに別表ⅠないしⅢおよびⅤは、平成6年度の入学者（編・再入学者を除く。）から適用し、平成5年度以前の入学者については、改正前の第9条を「本学の修業年限の前期2年を教養課程、後期2年を専門課程とする。」と改め、改正前の第13条、第14条、第27条および第28条に「教養部」とあるのを、いずれも「教養課程」と読み替えた上、なお従前の例による。別表Ⅳは、平成5年度の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 編・再入学者については、第2学年入学者は平成7年度から、第3学年入学者は平成8年度から、第4学年入学者は平成9年度から、それぞれ本学則を適用する。これ以前の入学者については、なお従前の例による。

3 平成5年度以前の入学者の教養課程にかかわる事項を処理するため、平成6年4月1日から平成9年3月31日まで、本学に教養課程センターを設ける。

4 平成5年度以前の入学者の教養課程にかかわる審議事項については、教養課程センター所員会議の議を経て、学生の所属する学部の教授会において審議する。

5 平成6年4月1日から平成9年3月31日まで教養課程センター長を第74条に規定する部局長会の構成員に加える。

附 則（平成6年獨大学則第3号）

第188条 本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条は平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年獨大学則第2号）

第189条 本学則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年獨大学則第1号）

第190条 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ—1、Ⅰ—2、Ⅰ—3、Ⅰ—4、Ⅱ—1—（1）、Ⅱ—1—（2）、Ⅱ—1—（3）、Ⅱ—2—（1）、Ⅱ—2—（2）およびⅡ—2—（3）の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、別表Ⅴ—1 司書科目およびⅤ—2 司書教諭科目の規定は平成10年度在学者から適用する。

附 則（平成10年獨大学則第1号）

第191条 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年獨大学則第2号、第3号）

（平成11年獨大学則第1号）

第192条 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

第193条 平成11年1月28日改正後の別表Ⅰ—5は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の

入学者については、なお、従前の例による。

第194条 平成11年1月28日改正後の別表Ⅲ—3の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年獨大学則第3号、第4号、第6号）

附 則（平成12年獨大学則第1号、第2号）

第195条 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

第196条 本学則第7条に規定する外国語学部ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科および法学部法律学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
外国語学部	ドイツ語学科	148名	146名	144名	142名	140名
	英語学科	345名	340名	335名	330名	325名
	フランス語学科	104名	103名	102名	101名	100名
法学部	法律学科	300名	295名	290名	285名	280名

第197条 削除

第198条 本学則第51条、第53条および第54条は平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第199条 平成11年7月29日改正後の別表Ⅰ—1、Ⅰ—2、Ⅰ—3および別表Ⅱの規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、別表Ⅰ—4の規定は平成11年度入学者から適用する。

第200条 平成11年11月4日改正後の別表Ⅳは、外国語学部言語文化学科および法学部国際関係法学科については、平成11年度入学者から適用する。

附 則（平成12年獨大学則第5号）

（平成13年獨大学則第1号、第3号）

第201条 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

第202条 平成12年7月27日改正後の別表Ⅰ—3は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第203条 平成13年度は、第5条第1項第3号の創立記念日に関わる休業日を10月23日とする。

第204条 平成13年1月25日改正後の別表Ⅰ—1、Ⅳ—3、Ⅳ—4、ならびに平成13年3月15日改正後の別表Ⅱ、Ⅳ—1、Ⅳ—5の規定は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第205条 平成13年1月25日改正後の第29条の2第1項第1号は平成13年度入学者から適用する。なお、外国語学部言語文化学科は平成11年度入学者から適用する。

第206条 本学則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年獨大学則第6号）

第207条 本学則は、平成13年6月20日から施行する。ただし、第35条の2の出願資格については平成14年度入学者から適用する。

附 則（平成14年獨大学則第1号）

第208条 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

第209条 平成14年1月24日改正後の別表Ⅰ—2の規定は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年獨大学則第2号）

第210条 本学則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、改正後の第57条は、平成15年度入学試験から適用し、平成14年度以前の入学試験については、なお従前の例による。

附 則（平成15年獨大学則第1号、2号、4号）

第211条 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、各学部について別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 第2条第1項および第2項、第4条、第13条ならびに第40条の規定（学期制）については、外国語学部言語文化学科の平成11年度入学者、外国語学部英語学科および経済学部の平成13年度入学者ならびに外国語学部ドイツ語学科、同学部フランス語学科および法学部の平成15年度入学者から適用し、それ以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年獨大学則第6号）

第212条 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条は平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年獨大学則第6号、平成17年獨大学則第1号、第4号）

第213条 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年11月4日改正後の別表Ⅱ—1、Ⅱ—2ならびに平成17年1月27日改正後の別表Ⅰ—1、Ⅰ—2、Ⅳ—2、Ⅴ—4は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年獨大学則第5号、第6号、平成18年獨大学則第1号）

第214条 本学則は、平成18年4月1日より施行する。ただし、平成17年9月28日改正後の別表Ⅰ—2—1ならびに17年11月29日改正後の別表Ⅴ—4は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年獨大学則第3号）

第215条 本学則は、平成18年5月25日から施行する。

附 則（平成18年獨大学則第5号、第6号）

第216条 本学則は、平成19年4月1日より施行する。

（外国語学部言語文化学科の存続に関する経過措置）

第217条 外国語学部言語文化学科は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2 外国語学部言語文化学科に在学する学生については、なお従前の例による。

3 改正後の学則第7条の規定にかかわらず平成19年度から21年度までの間の定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学科	130名	550名	130名	540名	130名	530名
	英語学科	320名	1,295名	320名	1,290名	320名	1,285名
	フランス語学科	95名	395名	95名	390名	95名	385名
	言語文化学科	— (5名)	310名	— (5名)	210名	—	105名
国際教養学部	言語文化学科	150名	150名	150名	300名	150名 (5名)	455名
経済学部	経済学科	350名	1,400名	350名	1,400名	350名	1,400名
	経営学科	350名	1,400名	350名	1,400名	350名	1,400名
法学部	法律学科	255名	1,095名	255名	1,070名	255名	1,045名
	国際関係法学科	100名 (5名)	425名	100名 (5名)	420名	100名 (5名)	415名

（ ）は3年次編入学定員

附 則（平成19年獨大学則第2号、第4号、第5号）（平成20年獨大学則第1号）

第218条 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第74条第2項に係わる改正については、平成19年4月1日より施行する。

2 第53条および第54条の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。

第219条 本学則第7条に規定する法学部法律学科、国際関係法学科および総合政策学科の定員は、同

条の規定にかかわらず平成20年度から22年度までの間は、次表のとおりとする。

学部	学科	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学部	法律学科	210名	1,025名	210名	955名	210名	885名
	国際関係法学科	75名 (5名)	395名	75名 (5名)	365名	75名 (5名)	335名
	総合政策学科	70名	70名	70名	140名	70名	210名

() は3年次編入学定員

- 2 第217条第3項に規定する法学部法律学科および国際関係法学科の定員についても同様とする。

附 則（平成20年獨大学則第2号）

第220条 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第7条に規定する外国語学部ドイツ語学科、外国語学部英語学科および外国語学部交流文化学科ならびに経済学部経済学科および経済学部経営学科の収容定員は、第7条の規定にかかわらず平成21年度から平成23年度までの間は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学科	120名	520名	120名	500名	120名	490名
	英語学科	250名	1,215名	250名	1,140名	250名	1,070名
	交流文化学科	100名	100名	100名	200名	100名	300名
経済学部	経済学科	340名	1,390名	340名	1,380名	340名	1,370名
	経営学科	340名	1,390名	340名	1,380名	340名	1,370名

- 3 附則第217条第3項に規定する外国語学部ドイツ語学科、外国語学部英語学科、経済学部経済学科および経済学部経営学科の入学定員および収容定員は、附則第217条第3項の規定にかかわらず平成21年度は、前項の表のとおりとする。

附 則（平成21年獨大学則第3号）

第221条 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし平成21年1月22日改正後の別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—2—2、別表Ⅰ—3、別表Ⅴ—1、別表Ⅴ—4、別表Ⅴ—5および平成21年3月12日改正後の別表Ⅴ—4は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成21年獨大学則第6号）

第222条 本学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成21年獨大学則第7号、平成22年獨大学則第1号）

第223条 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅴ—1の規定は、2010年度入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年獨大学則第4号）

第224条 本学則は、平成22年9月24日から施行する。

附 則（平成23年獨大学則第1号）

第225条 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年獨大学則第5号）

第226条 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅵ—1については、施行の日より前に既に本学に在籍している者についてはなお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第3号）

第227条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 第7条に規定する経済学部経済学科、経済学部経営学科および国際環境経済学科の収容定員は、

第7条の規定にかかわらず平成25年度から平成27年度までの間は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	280名	1,300名	280名	1,240名	280名	1,180名
	経営学科	280名	1,300名	280名	1,240名	280名	1,180名
	国際環境経済学科	120名	120名	120名	240名	120名	360名

附 則（平成24年獨大学則第6号）

第228条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年獨大学則第1号）

第229条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者並びに平成25年度以前に第2学年に入学した者及び平成26年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年獨大学則第1号）

第230条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成26年1月30日改正後の別表Ⅴ—1については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者並びに平成25年度以前に第2学年に入学した者及び平成26年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年獨大学則第1号）

第231条 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年獨大学則第1号）

第232条 本学則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則（平成28年獨大学則第2号）

第233条 本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ—2については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者ならびに平成28年度以前に第2学年に入学した者および平成29年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年獨大学則第1号）

第234条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅱ及び別表Ⅲ—3については、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者並びに平成29年度以前に第2学年に入学した者及び平成30年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。改正後の別表Ⅴ—4については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者並びに平成28年度以前に第2学年に入学した者及び平成29年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年獨大学則第4号）

第235条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年獨大学則第5号）

第236条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年獨大学則第1号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者並びに平成31年度以前に第2学年に入学した者及び平成32年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年獨大学則第1号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年獨大学則第2号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表

Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者並びに平成31年度以前に第2学年に入学した者及び平成32年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年獨大学則第1号）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 外国語学部授業科目

別表Ⅰー１ ドイツ語学科

科目群	部門	科目	単位	言語・文学・思想 研究コース			芸術・文化研究 コース			現代社会・歴史研 究コース		
				必修	選択 必修	選択	必修	選択 必修	選択	必修	選択 必修	選択
外国語科目	初級・中級ドイツ語	総合ドイツ語Ⅰ	1	3			3			3		
		総合ドイツ語Ⅱ	1	3			3			3		
		総合ドイツ語Ⅲ	1	3			3			3		
		総合ドイツ語Ⅳ	1	3			3			3		
		基礎ドイツ語Ⅰ	1	2			2			2		
		基礎ドイツ語Ⅱ	1	2			2			2		
		応用ドイツ語Ⅰ	1	2			2			2		
		応用ドイツ語Ⅱ	1	2			2			2		
		中級ドイツ語リーディング a	1									
		中級ドイツ語リーディング b	1									
		中級ドイツ語ライティング a	1									
		中級ドイツ語ライティング b	1									
		中級ドイツ語スピーキング a	1		2			2			2	
		中級ドイツ語スピーキング b	1									
		中級ドイツ語リスニング (CAL) a	1									
		中級ドイツ語リスニング (CAL) b	1									
	英語	英語	1									
	上級ドイツ語	総合ドイツ語Ⅴ	2									
		総合ドイツ語Ⅵ	2									
		総合ドイツ語Ⅶ	2									
		総合ドイツ語Ⅷ	2									
		上級ドイツ語リーディング a	2									
		上級ドイツ語リーディング b	2									
		上級ドイツ語ライティング a	2									
		上級ドイツ語ライティング b	2		8			8			8	
		上級ドイツ語スピーキング a	2									
		上級ドイツ語スピーキング b	2									
		上級ドイツ語リスニング (CAL) a	2									
		上級ドイツ語リスニング (CAL) b	2									
		上級ドイツ語 (総合) a	2									
		上級ドイツ語 (総合) b	2									
		中世ドイツ語 a	2									
		中世ドイツ語 b	2									
		ビジネスドイツ語 a	2									
		ビジネスドイツ語 b	2									
		上級ドイツ語特殊演習	2									
	上級英語	上級英語	2									
演習科目	ドイツ語圏入門	ドイツ語圏入門Ⅰ	2	2			2			2		
		ドイツ語圏入門Ⅱ	2	2			2			2		
	基礎演習	基礎演習Ⅰ	2	2			2			2		
		基礎演習Ⅱ	2	2			2			2		
	専門演習	専門演習	2	8			8			8		
	特殊演習	通訳特殊演習	2									
		翻訳特殊演習	2									
		インターンシップ特殊演習	2									
		留学準備特殊演習	2									
		外国語教育特殊演習	2									
		概論	ドイツ語概論 a	2		4						
			ドイツ語概論 b	2								
			ドイツ語圏文学・思想概論 a	2								
			ドイツ語圏文学・思想概論 b	2								

概論・専門講義・テキスト研究科目	言語・文学・思想	専門講義	ドイツ語圏の言語 a	2	4	34		34		34		
			ドイツ語圏の言語 b	2								
			ドイツ語圏の文学 a	2								
			ドイツ語圏の文学 b	2								
			ドイツ語圏の思想 a	2								
			ドイツ語圏の思想 b	2								
		ドイツ語学・文学・思想特殊講義	2									
	芸術・文化	概論	テキスト研究（語学・文学・思想） a	2	8							
			テキスト研究（語学・文学・思想） b	2								
		テキスト特殊研究（語学・文学・思想）	2									
		専門講義	ドイツ語圏芸術・文化概論 a	2	2							
			ドイツ語圏芸術・文化概論 b	2								
			ドイツ語圏の美術 a	2								
			ドイツ語圏の美術 b	2								
			ドイツ語圏の音楽 a	2								
			ドイツ語圏の音楽 b	2								
			ドイツ語圏の演劇 a	2								
			ドイツ語圏の演劇 b	2								
			ドイツ語圏のメディア文化 a	2								
			ドイツ語圏のメディア文化 b	2								
			ドイツ語圏芸術・文化特殊講義	2								
	テキスト研究	テキスト研究（芸術・文化） a	2	8								
		テキスト研究（芸術・文化） b	2									
		テキスト特殊研究（芸術・文化）	2									
	現代社会・歴史	概論	ドイツ語圏現代社会概論 a	2	4							
			ドイツ語圏現代社会概論 b	2								
			ドイツ語圏歴史概論 a	2								
ドイツ語圏歴史概論 b			2									
専門講義		ドイツ語圏の政治・経済 a	2	4								
		ドイツ語圏の政治・経済 b	2									
		ドイツ語圏の歴史 a	2									
		ドイツ語圏の歴史 b	2									
		ドイツ語圏の地域・環境問題 a	2									
		ドイツ語圏の地域・環境問題 b	2									
		ドイツ語圏と E U a	2									
		ドイツ語圏と E U b	2									
		ドイツ語圏現代社会・歴史特殊講義	2									
テキスト研究	テキスト研究（現代社会・歴史） a	2	8									
	テキスト研究（現代社会・歴史） b	2										
	テキスト特殊研究（現代社会・歴史）	2										
交流文化	交流文化論*	2										
学科総合講座				2								
免許**	ドイツ語科教科教育法Ⅰ		2									
	ドイツ語科教科教育法Ⅱ		2									
	ドイツ語科教科教育法Ⅲ		2									
	ドイツ語科教科教育法Ⅳ		2									
卒業論文				4								
外国語学部共通科目（別表Ⅰ―５）				2								
全学共通授業科目	全学総合科目群（別表Ⅳ―１）	全学総合講座部門		4	16	4	16	4	16			
		全学共通講義科目部門										
		全学共通実践科目部門										
		スポーツ・レクリエーション部門										
	外国語科目群（別表Ⅳ―２）	英語部門		10						10		
		日本語部門***										
外国語部門（英語以外）												
卒業に必要な単位数合計				50	44	34	54	40	34	50	44	34
				128			128			128		

備考

- (1) 主として履修する1コースより、「概論」4単位、「専門講義」4単位、「テキスト研究」8単位を必修または選択必修として履修する。
 - (2) 卒業に必要な選択科目のうち20単位までは、他学部および他学科の単位をもって代用できる。ただし、他学部科目の単位は、8単位以内とする。
 - (3) 交流文化論(*印)は、「別表Ⅰー4 交流文化学科」学科専門科目ツーリズム部門およびトランスナショナル文化部門の別に定める科目から、16単位を上限として履修することができる。
 - (4) 「ドイツ語科教科教育法Ⅰ」、「ドイツ語科教科教育法Ⅱ」、「ドイツ語科教科教育法Ⅲ」、「ドイツ語科教科教育法Ⅳ」(**印)は、教職課程履修者のみ履修することができる。
 - (5) 日本語部門(***)印)は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
- 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

学則別表 I—2—1 英語学科 学科基礎科目

科目群	部門	科目	単位	必修
学科基礎科目	英語	国際関係入門	2	2
		メディア・コミュニケーション入門	2	2
		英語圏の文学・文化入門	2	2
		英語学入門	2	2
		Lecture Workshop I	2	2
		Lecture Workshop II	2	2
		Comprehensive English I	2	2
		Comprehensive English II	2	2
		Comprehensive English III	1	1
		Comprehensive English IV	1	1
		Reading Strategies I	1	1
		Reading Strategies II	1	1
		Reading Strategies III	1	1
		Reading Strategies IV	1	1
		Writing Skills I	1	1
		Writing Skills II	1	1
		Writing Skills III	1	1
		Writing Skills IV	1	1
		E-learning I	1	1
		E-learning II	1	1
卒業に必要な単位数				28

備考

○本表は、2019年度入学者から適用する。

ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表 I—2—2 英語学科 学科共通科目・学科専門科目・全学共通授業科目

科目群	部門	科目	単位	グローバル社会コース			メディア・コミュニケーションコース			文学・文化・歴史コース			言語・教育コース		
				必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
学科共通科目	英語	英語専門講読Ⅰ	2	12			12			12			12		
		英語専門講読Ⅱ	2												
		Advanced Writing	2	8	8		8	8		8					
		College Grammar	2												
		Communication Skills	2												
		Discussion	2												
		DebateⅠ	2												
		DebateⅡ	2												
		English Communication SeminarⅠ	2												
		English Communication SeminarⅡ	2												
		Academic Presentation Skills	2												
		Academic Lecture	2												
		Listening and Pronunciation	2												
		英語の音声	2												
		通訳Ⅰ	2												
		通訳Ⅱ	2												
		翻訳	2												
		英語ビジネス・コミュニケーション	2												
		英語ビジネス・コミュニケーション実務	2												
		メディア英語Ⅰ	2												
メディア英語Ⅱ	2														
シネマ英語	2														
	コース横断	国際ツーリズム論	2		24		28	30	30						
		国際ツーリズム各論	2												
		世界ブランド論	2												
		ポップカルチャー・スタディーズ	2												
		フィルム・スタディーズ	2												
		ステージ・パフォーマンス	2												
		海外留学と国際理解	2												
		Global Studies 1	2												
		Global Studies 2	2												
		Global Studies 3	2												
	グローバル社会	グローバル社会論 a	2	2	20										
		グローバル社会論 b	2	2											
		英語圏の国際関係 a	2												
		英語圏の国際関係 b	2												
		グローバル・ヒストリー a	2												
		グローバル・ヒストリー b	2												
		国際開発論	2												
		国際協力論	2												
		国際交流論	2												
		国際NGO・ボランティア論	2												
		国際リスク・海洋論	2												
		国際関係特殊講義 a	2												
		国際関係特殊講義 b	2												
		国際関係文献セミナー a	2												
	国際関係文献セミナー b	2													
	メディア・	異文化コミュニケーション論	2				2								
		メディア文化論	2											2	
		メディア・スタディーズ	2												
イメージ文化論		2													

[illegible]

備考

- (1) 卒業に必要な選択科目のうち16単位までは、他学部および他学科の単位をもって代用できる。ただし、他学部科目の単位は、8単位以内とする。
 - (2) *交流文化論は、「別表Ⅰ—4 交流文化学科」学科専門科目ツーリズム部門およびトランスナショナル文化部門の別に定める科目から、8単位を上限として履修することができる。ただし、交流文化学科の科目は他学部他学科履修科目としては履修できない。
 - (3) **「英語科教科教育法Ⅰ」、「英語科教科教育法Ⅱ」、「英語科教科教育法Ⅲ」、「英語科教科教育法Ⅳ」は、教職課程履修者のみ履修することができる。
 - (4) ***外国語部門（英語以外）は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語のうちいずれか一カ国語とし、1学年（1、2学期）に4単位、2学年（3、4学期）に4単位を履修するものとする。
 - (5) ****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
 - (6) *****英語学科学生は、「全学共通授業科目 外国語科目群」の英語部門は履修することができない。
- 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表 I—3 フランス語学科

科目群	部門	科目	単位	フランス語コミュニケーションコース			フランス芸術文化コース			フランス現代社会コース				
				必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択		
学科基礎科目	フランス語	フランス語Ⅰ	1	6			6			6				
		フランス語Ⅱ	1	6			6			6				
		フランス語Ⅲ	1	6			6			6				
		フランス語Ⅳ	1	6			6			6				
	フランス芸術文化入門Ⅰ		2	4		4		4						
	フランス芸術文化入門Ⅱ		2											
	フランス現代社会入門Ⅰ		2											
	フランス現代社会入門Ⅱ		2											
学科共通科目	フランス語	総合フランス語Ⅰ	2	2			2			2				
		総合フランス語Ⅱ	2	2			2			2				
		フランス語文章表現法Ⅰ	2	4						4				4
		フランス語文章表現法Ⅱ	2											
		フランス語会話Ⅰ	2											
		フランス語会話Ⅱ	2											
		ビジネスフランス語Ⅰ	2											
		ビジネスフランス語Ⅱ	2											
		上級フランス語Ⅰ	2											
		上級フランス語Ⅱ	2											
学科専門科目	フランス語コミュニケーション	フランス語学論Ⅰ	2	12	26			26		26				
		フランス語学論Ⅱ	2											
		フランス語文章理論Ⅰ	2											
		フランス語文章理論Ⅱ	2											
		フランス語言語教育論Ⅰ	2											
		フランス語言語教育論Ⅱ	2											
		メディアのフランス語Ⅰ	2											
		メディアのフランス語Ⅱ	2											
		フランス語コミュニケーション各論Ⅰ	2											
		フランス語コミュニケーション各論Ⅱ	2											
		フランス語コミュニケーション講読Ⅰ	2								12*	12*	12*	
		フランス語コミュニケーション講読Ⅱ	2											
	フランス芸術文化	フランスの美術Ⅰ	2						12					
		フランスの美術Ⅱ	2											
		フランスの音楽Ⅰ	2											
		フランスの音楽Ⅱ	2											
		フランスの舞台芸術Ⅰ	2											
		フランスの舞台芸術Ⅱ	2											
		フランス文学史Ⅰ	2											
		フランス文学史Ⅱ	2											
フランス語圏の文学Ⅰ	2													
フランス語圏の文学Ⅱ	2													
フランス芸術文化各論Ⅰ	2													

		フランス芸術文化各論Ⅱ	2	12*		12*		12*							
		フランス芸術文化講読Ⅰ	2												
		フランス芸術文化講読Ⅱ	2												
	フランス現代社会		フランス地域論Ⅰ	2					12						
			フランス地域論Ⅱ	2											
			フランスの歴史Ⅰ	2											
			フランスの歴史Ⅱ	2											
			フランスの政治Ⅰ	2											
			フランスの政治Ⅱ	2											
			フランスの経済Ⅰ	2											
			フランスの経済Ⅱ	2											
			フランス現代思想Ⅰ	2											
			フランス現代思想Ⅱ	2											
			フランス語圏の現代社会Ⅰ	2											
			フランス語圏の現代社会Ⅱ	2											
			フランス現代社会各論Ⅰ	2											
			フランス現代社会各論Ⅱ	2											
			フランス現代社会講読Ⅰ	2											
			フランス現代社会講読Ⅱ	2											
	交流文化	交流文化論**	2	12*		12*		12*							
	免許***	フランス語科教科教育法Ⅰ	2												
		フランス語科教科教育法Ⅱ	2												
		フランス語科教科教育法Ⅲ	2												
		フランス語科教科教育法Ⅳ	2												
	卒業論文			4	4		4		4						
	外国語学部共通科目（別表Ⅰ－５）														
全学共通授業科目	全学総合科目群 （Ⅳ－１）	全学総合講座部門		20								20		20	
		全学共通講義科目部門													
		全学共通実践科目部門													
		スポーツ・レクリエーション部門													
全学共通授業科目	外国語科目群 （Ⅳ－２）	英語部門		10		10		10							
		日本語部門****													
		外国語部門（英語以外）													
演習			2	8		8		8							
卒業に必要な単位数合計				50	52	26	50	52	26	50	52	26			
				128			128			128					

備考

- (１) ＊「フランス語コミュニケーション講読Ⅰ」、「フランス語コミュニケーション講読Ⅱ」、「フランス芸術文化講読Ⅰ」、「フランス芸術文化講読Ⅱ」、「フランス現代社会講読Ⅰ」、「フランス現代社会講読Ⅱ」の中から12単位（所属コースから8単位、所属コースおよび他のコースから4単位）選択必修。
- (２) 卒業に必要な選択科目のうち20単位までは、他学部および他学科の単位をもって代用できる。ただし、他学部科目の単位は、8単位以内とする。

(3) **「別表Ⅰ－4 交流文化学科 学科専門科目 ツーリズム部門およびトランスナショナル文化部門」(ただし一部を除く) から、16単位を上限として選択。

(4) ***「フランス語科教科教育法Ⅰ」「フランス語科教科教育法Ⅱ」「フランス語科教科教育法Ⅲ」「フランス語科教科教育法Ⅳ」は、教職課程履修者のみ履修することができる。

(5) ****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表 I — 4 外国語学部 交流文化学科

科目群	部門	科目	単位	必修	選択必修	選択
学科 基礎 科目	概論	交流文化の世界	2	2		
		交流文化概論 i	2	2		
		交流文化概論 ii	2	2		
		交流文化概論 iii	2	2		
		基礎演習 I	2	2		
		基礎演習 II	2	2		
	英語	英語の世界 I	2	2		
		English for Business I	1	1		
		English for Business II	1	1		
		Listening & Speaking I	1	1		
		Listening & Speaking II	1	1		
		Communicative Grammar I	1	1		
		Communicative Grammar II	1	1		
		Reading Strategies I	1	1		
		Reading Strategies II	1	1		
		Reading Strategies III	1	1		
		Reading Strategies IV	1	1		
		Writing Strategies I	1	1		
		Writing Strategies II	1	1		
		Comprehensive English I	1	2		
		Comprehensive English II	1	2		
		Comprehensive English III	1	1		
		Comprehensive English IV	1	1		
		E-learning I	1	1		
		E-learning II	1	1		
学科 共通 科目	英語	英語専門講読 I	2	8		
		英語専門講読 II	2			
		英語の世界 II	2		2	
		観光英語 I	2			
		観光英語 II	2			
		通訳案内士の英語 I	2			
		通訳案内士の英語 II	2			
		Business Writing	2			
		Advanced Writing	2			
		翻訳 I	2			
		翻訳 II	2			
		College Grammar	2			
		Communication Skills	2			
		Discussion	2			
		Discussion & Current Affairs	2			
		Debate I	2			
		Debate II	2			
		Debate & Critical Thinking I	2		4	
		Debate & Critical Thinking II	2			
		Academic Lecture	2			
		Listening and Pronunciation	2			
		英語の音声	2			
		通訳 I	2			
		通訳 II	2			
		英語ビジネス・コミュニケーション	2			

		英語ビジネス・コミュニケーション実務	2		
		メディア英語 I	2		
		メディア英語 II	2		
		シネマ英語	2		
学 科 専 門 科 目	ツ ー リ ズ ム	ツーリズム・メディア論	2	2	
		ツーリズム文化論	2		
		航空事業論	2		
		ツーリズム事業論	2		
		ホテル・クルーズ事業論	2		
		国際イベント・コンベンション論	2		
		ツーリズム政策論	2		
		地域づくり論	2		
		ツーリズム人類学	2		
		オルタナティブ・ツーリズム論	2		
		エスニック・ツーリズム論	2		
		ツーリズム・リスク論	2		
		ツーリズム特殊講義	2		
		フィールドワーク論	2		
		インターンシップ	4		
	ト ラ ン ス ナ シ ョ ナ ル 文 化	トランスナショナル文化論	2	2	
		トランスナショナル・メディア論	2		
		表象文化論	2		
		開発文化論	2		
		トランスナショナル社会学	2		
		食の文化論	2		
		国際子ども人権論	2		
		国際ジェンダー論	2		
		メディア社会学	2		
		英語圏の文学と文化	2		
		トランスナショナル文化特殊講義	2		
		英語圏のエリア・スタディーズ a	2		
		英語圏のエリア・スタディーズ b	2		
		ヨーロッパの文化	2		
	グ ロ ー バ ル 社 会	グローバル社会論 a	2	2	
		グローバル社会論 b	2	2	
		国際協力論	2		
		国際開発論	2		
		国際交流論	2		
		国際NGO・ボランティア論	2		
		英語圏の国際関係 a	2		
		英語圏の国際関係 b	2		
		グローバル・ヒストリー a	2		
		グローバル・ヒストリー b	2		
		グローバル社会特殊講義	2		
		グローバル社会文献セミナー	2		
		ヨーロッパの社会	2		
免 許**		英語科教科教育法 I	2		
		英語科教科教育法 II	2		
		英語科教科教育法 III	2		
		英語科教科教育法 IV	2		
卒業論文			8		
外国語学部共通科目（別表Ⅰー５）				2***	

全学 共通 授業 科目	全学総合 科目群 (別表Ⅳ —1)	全学総合講座部門	2	8	14	16
		全学共通講義科目部門				
		全学共通実践科目部門				
		スポーツ・レクリエーション部門				
	外国語科 目群 (別表Ⅳ —2)	外国語部門（英語以外）****			14	
		日本語部門*****				
		英語部門*****				
演習			2	8		
卒業に必要な単位数合計				60	40	28
				128		

備考

- (1) 卒業に必要な選択科目のうち16単位までは、他学部および他学科の単位をもって代用できる。ただし、他学部科目の単位は、8単位以内とする。
 - (2) *「トランスナショナル文化」部門および「グローバル社会」部門の必修科目を除く科目の中から、合わせて12単位を選択必修とする。
この場合において、12単位のうち2単位は「トランスナショナル文化」部門から修得するものとする。
 - (3) **「英語科教科教育法Ⅰ」、「英語科教科教育法Ⅱ」、「英語科教科教育法Ⅲ」、「英語科教科教育法Ⅳ」は、教職課程履修者のみ履修することができる。
 - (4) ***外国語学部共通科目のうち「情報科学各論」2単位を必修とする。
 - (5) ****外国語部門（英語以外）は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語のうちいずれか一カ国語とし、1学年（1、2学期）に6単位、2学年（3、4学期）に6単位、3学年（5、6学期）に2単位を履修するものとする。
 - (6) *****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
 - (7) *****交流文化学科学生は、「全学共通授業科目 外国語科目群」の英語部門は履修することができない。
- 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表 I — 5 外国語学部共通科目

科目群	科目	単位
外国語学部 共通科目	総合講座	2
	情報科学概論 a	2
	情報科学概論 b	2
	情報科学各論	2
	経済原論 a	2
	経済原論 b	2
	社会心理学 a	2
	社会心理学 b	2

○本表は、2003年度入学者から適用する。

別表Ⅰの２ 国際教養学部言語文化学科

部 門	科目		単位	必修	選択 必修	選択
学 科 基 盤 科 目	基礎演習		2	2		
	言語文化論		2	2		
	哲学Ⅰ		2	2		
	哲学Ⅱ		2	2		
外 国 語 科 目	基 盤 科 目	英語Ⅰ	1	4		
		英語Ⅱ	1	4		
		英語Ⅲ	1	3		
		英語Ⅳ	1	3		
		スペイン語Ⅰ	1		4*	
		スペイン語Ⅱ	1		4*	
		スペイン語Ⅲ	1		4*	
		スペイン語Ⅳ	1		4*	
		中国語Ⅰ	1		4*	
		中国語Ⅱ	1		4*	
		中国語Ⅲ	1		4*	
		中国語Ⅳ	1		4*	
		韓国語Ⅰ	1		4*	
		韓国語Ⅱ	1		4*	
		韓国語Ⅲ	1		4*	
		韓国語Ⅳ	1		4*	
	進 展 科 目	英語上級	2	4		
		英語演習Ⅰ	2	2		
		英語演習Ⅱ	2			
		上級英語演習Ⅰ	2			
		上級英語演習Ⅱ	2			
		翻訳通訳論・英語	2			
		翻訳通訳実習・英語	2			
		スペイン語上級	2		4*	
		スペイン語演習	2			
		翻訳通訳論・スペイン語	2			
		翻訳通訳実習・スペイン語	2			
		中国語上級	2		4*	
		中国語演習	2			
		翻訳通訳論・中国語	2			
		翻訳通訳実習・中国語	2			
		韓国語上級	2		4*	
		韓国語演習	2			
		翻訳通訳論・韓国語	2			
		翻訳通訳実習・韓国語	2			
ス ペ イ ン ・	スペイン研究概論		2			
	ラテンアメリカ研究概論		2			
	スペインの言語と歴史・文化		2			
	スペイン語研究		2			

ラテンアメリカ研究科目群	スペイン語圏の文学	2		
	ラテンアメリカの歴史と文化	2		
	ラテンアメリカの政治と社会	2		
	ラテンアメリカの経済と社会	2		
	ラテンアメリカ近現代史	2		
	ラテンアメリカの国際関係	2		
	ラテンアメリカ経済発展論	2		
	ブラジル研究	2		
	スペイン・ラテンアメリカ特殊研究	2		
中国研究科目群	中国研究概論	2		
	中国言語文化論	2		
	中国社会論	2		
	中国地域論	2		
	現代中国論Ⅰ	2		
	現代中国論Ⅱ	2		
	中国史Ⅰ	2		
	中国史Ⅱ	2		
	中国特殊研究	2		
韓国研究科目群	韓国研究概論	2		
	韓国社会論Ⅰ	2		
	韓国社会論Ⅱ	2		
	韓国経済論	2		
	韓国史	2		
	韓国前近代史	2		
	日韓比較文化論	2		
	日韓比較教育論	2		
	日韓交流史	2		
	韓国研究情報収集法	2		
	韓国政治論	2		
	韓国特殊研究	2		
日本研究科目群	日本研究概論Ⅰ	2		
	日本研究概論Ⅱ	2		
	日本文学論・古代Ⅰ	2		
	日本文学論・古代Ⅱ	2		
	日本文学論・中世Ⅰ	2		
	日本文学論・中世Ⅱ	2		
	日本文学論・近現代Ⅰ	2		
	日本文学論・近現代Ⅱ	2		
	民俗学	2		
	日本史概論Ⅰ	2		
	日本史概論Ⅱ	2		
	日本史研究Ⅰ	2		
	日本史研究Ⅱ	2		
	日本史研究Ⅲ	2		
	日本史研究Ⅳ	2		

	日本特殊研究	2			
言語教育研究科目群	言語学概論	2			
	英語学概論	2			
	日本語教育概論	2			
	応用言語学Ⅰ	2			
	応用言語学Ⅱ	2			
	英語圏の文学Ⅰ	2			
	英語圏の文学Ⅱ	2			
	英語圏の文学・文化・批評Ⅰ	2			
	英語圏の文学・文化・批評Ⅱ	2			
	国際共通語としての英語	2			
	授業研究と実践	2			
	教材研究と実践	2			
	早期外国語教育	2			
	英語研究専門講読	2			
	日本語教授法Ⅰ a	2			
	日本語教授法Ⅰ b	2			
	日本語教授法Ⅱ	2			
	日本語音声学	2			
	日本語文法論Ⅰ	2			
	日本語文法論Ⅱ	2			
	日本語コミュニケーション論	2			
	英語教育特殊研究	2			
	日本語教育特殊研究	2			
グローバル社会研究科目群	異文化間コミュニケーションⅠ	2			
	異文化間コミュニケーションⅡ	2			
	多文化共生研究Ⅰ	2			
	多文化共生研究Ⅱ	2			
	比較文化論	2			
	大衆文化論	2			
	ローカル・メディア論	2			
	英語圏の文化	2			
	英語圏事情	2			
	法律学概論	2			
	政治学概論Ⅰ	2			
	政治学概論Ⅱ	2			
	経済学概論	2			
	国際関係論	2			
	国際協力論	2			
	南北問題	2			
	N G O 論	2			
	国際政治論	2			
	国際経済論Ⅰ	2			
	国際経済論Ⅱ	2			
	日本政治外交史Ⅰ	2			
					60**

	日本政治外交史Ⅱ	2			
	市民生活と法Ⅰ	2			
	市民生活と法Ⅱ	2			
	国際機構と法	2			
	地域研究論	2			
	東南アジアの開発と社会	2			
	アメリカ合衆国のラティーン社会	2			
	グローバル社会特殊研究	2			
人間発達科学研究科目群	教職論	2			
	教育原論	2			
	心理学概論Ⅰ	2			
	心理学概論Ⅱ	2			
	スポーツ・レクリエーション概論	2			
	スポーツ科学概論	2			
	教育の歴史Ⅰ	2			
	教育の歴史Ⅱ	2			
	教育制度	2			
	教育課程論	2			
	道徳教育の理論と実践	2			
	特別活動論	2			
	総合的な学習の時間の理論と実践	2			
	教育方法学	2			
	生徒指導と進路指導	2			
	特別支援教育論	2			
	教育心理学	2			
	社会心理学Ⅰ	2			
	社会心理学Ⅱ	2			
	教育相談	2			
	人間発達科学特殊研究	2			
総合科学研究科目群	社会学概論Ⅰ	2			
	社会学概論Ⅱ	2			
	文化人類学Ⅰ	2			
	文化人類学Ⅱ	2			
	倫理学概論Ⅰ	2			
	倫理学概論Ⅱ	2			
	外国史概論Ⅰ	2			
	外国史概論Ⅱ	2			
	文化史入門	2			
	東洋思想史Ⅰ	2			
	東洋思想史Ⅱ	2			
	文明史研究Ⅰ	2			
	文明史研究Ⅱ	2			
	比較宗教史	2			
	地中海世界の宗教と文化Ⅰ	2			
	地中海世界の宗教と文化Ⅱ	2			

		世界の宗教と文化——神教と多神教——	2			
		科学史Ⅰ	2			
		科学史Ⅱ	2			
		科学技術基礎論Ⅰ	2			
		科学技術基礎論Ⅱ	2			
		数学Ⅰ	2			
		数学Ⅱ	2			
		物理学Ⅰ	2			
		物理学Ⅱ	2			
		天文学Ⅰ	2			
		天文学Ⅱ	2			
		生物学Ⅰ	2			
		生物学Ⅱ	2			
		生理学Ⅰ	2			
		生理学Ⅱ	2			
		地球環境論Ⅰ	2			
		地球環境論Ⅱ	2			
		コンピュータと言語	2			
		情報科学各論Ⅰ	2			
		情報科学各論Ⅱ	2			
		データ構造とアルゴリズム論	2			
		データベース論	2			
		社会調査法	2			
		統計と調査法	2			
		総合科学特殊研究	2			
	免許科目	英語科教科教育法Ⅰ	2			
		英語科教科教育法Ⅱ	2			
		英語科教科教育法Ⅲ	2			
		英語科教科教育法Ⅳ	2			
		社会科教育法Ⅰ	2			
		社会科教育法Ⅱ	2			
		社会・地理歴史科教育法Ⅰ	2			
		社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2			
		社会・地理歴史科教育法Ⅲ	2			
		社会・公民科教育法Ⅰ	2			
		社会・公民科教育法Ⅱ	2			
全学共通授業科目	(別表Ⅱ-1) 全学総合科目群	全学総合講座部門		2		60**
		全学共通講義科目部門				
		全学共通実践科目部門				
		スポーツ・レクリエーション部門		2		
	(別表Ⅱ-2) 外国語科目群	外国語部門（英語以外）				
		日本語部門**				
		英語部門***				
		演習	2	8		
		卒業研究	2	4		

卒業論文	4	4		
卒業に必要な単位数合計	46		22	60
	128			

備考：

- (1) *は外国語科目の「スペイン語」、「中国語」、「韓国語」から一言語を選択する。
- (2) 選択の60単位は**より履修するものとする。なお、選択する科目のうち30単位以上は、スペイン・ラテンアメリカ研究科目群、中国研究科目群、韓国研究科目群、日本研究科目群、言語教育研究科目群、グローバル社会研究科目群、人間発達科学研究科目群、総合科学研究科目群から、2研究科目群を選び、その中から履修する。
- (3) 免許科目は、教職課程履修者のみ履修することができる。
- (4) 卒業に必要な選択科目のうち16単位までは、他学部の単位をもって代用できる。
ただし、教職課程履修者は、他学部および免許科目の単位をもって代用できる。
- (5) ***日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
- (6) ****言語文化学科学生は、「全学共通授業科目 外国語科目群」の英語部門は履修することができない。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅱ 経済学部授業科目

別表Ⅱ－1 経済学科

群	部門	授業科目	単位	必修	選択必修	選択
学部基礎科目		クラスセミナー	2	2		
		経済学（ミクロ）	2	2		
		経済学（マクロ）	2	2		
		経営学 a	2	2		
		経営学 b	2	2		
		経済経営数学入門	2	2		
		統計学入門	2	2		
学科基礎科目		ミクロ経済学 a	2	2		
		ミクロ経済学 b	2	2		
		マクロ経済学 a	2	2		
		マクロ経済学 b	2	2		
		経済経営数学 a	2	16		
		経済経営数学 b	2			
		統計学 a	2			
		統計学 b	2			
		経営学原理 a	2			
		経営学原理 b	2			
		会計学 a	2			
		会計学 b	2			
		簿記原理 a	2			
		簿記原理 b	2			
		コンピュータ入門 a	2			
		コンピュータ入門 b	2			
		情報社会論 a	2			
		情報社会論 b	2			
		環境学	2			
		サステイナビリティ学	2			
	専門外国語	専門英語 a	2			
		専門英語 b	2			
		専門中国語 a	2			
		専門中国語 b	2			
	理論・計量	上級ミクロ経済学 a	2			
		上級ミクロ経済学 b	2			
		上級マクロ経済学 a	2			
		上級マクロ経済学 b	2			
		ゲーム理論 a	2			
		ゲーム理論 b	2			
		経済学史 a	2			

学科専門科目

経済学史 b	経済学史 b	経済学史 b	2
		経済統計論 a	2
		経済統計論 b	2
		計量経済学 a	2
		計量経済学 b	2
		多変量解析 a	2
		多変量解析 b	2
	歴史	日本史概論	2
		東洋史概論	2
		西洋史概論	2
		日本社会史 a	2
		日本社会史 b	2
		日本経済史 a	2
		日本経済史 b	2
		外国経済史 a	2
		外国経済史 b	2
		社会経済史 a	2
		社会経済史 b	2
	経済政策・ 応用経済	日本経済論 a	2
		日本経済論 b	2
		経済政策論 a	2
		経済政策論 b	2
		公共経済学 a	2
		公共経済学 b	2
		金融論 a	2
		金融論 b	2
		金融システム論 a	2
		金融システム論 b	2
		財政学 a	2
		財政学 b	2
		地方財政論 a	2
		地方財政論 b	2
		環境経済学 a	2
		環境経済学 b	2
		環境政策論 a	2
		環境政策論 b	2
		資源・エネルギー経済論 a	2
		資源・エネルギー経済論 b	2
		都市経済学 a	2

		都市経済学 b	2
		農業経済学 a	2
		農業経済学 b	2
		労働経済学 a	2
		労働経済学 b	2
		経済社会学 a	2
		経済社会学 b	2
		産業政策論 a	2
		産業政策論 b	2
		産業組織論 a	2
		産業組織論 b	2
		行動経済学 a	2
		行動経済学 b	2
	地理・地誌	地球環境論 a	2
		地球環境論 b	2
		経済地理学 a	2
		経済地理学 b	2
		経済地誌 a	2
		経済地誌 b	2
		地域調査論	2
		地理情報システム論	2
	国際経済	国際経済学 a	2
		国際経済学 b	2
		国際貿易論 a	2
		国際貿易論 b	2
		国際金融論 a	2
		国際金融論 b	2
		開発経済学 a	2
		開発経済学 b	2
		アメリカ経済論 a	2
		アメリカ経済論 b	2
		ヨーロッパ経済論 a	2
		ヨーロッパ経済論 b	2
		ラテンアメリカ経済論 a	2
		ラテンアメリカ経済論 b	2
		東アジア・中国経済論 a	2
		東アジア・中国経済論 b	2
		東南アジア経済論 a	2
		東南アジア経済論 b	2
		南アジア経済論 a	2

		南アジア経済論 b	2	48	
		オセアニア経済論 a	2		
		オセアニア経済論 b	2		
		アフリカ経済論 a	2		
		アフリカ経済論 b	2		
		中東経済論 a	2		
		中東経済論 b	2		
	人口・保健 ・医療	精神保健福祉論 a	2		
		精神保健福祉論 b	2		
		現代人口論 a	2		
		現代人口論 b	2		
		社会保障論 a	2		
		社会保障論 b	2		
		医療経済学 a	2		
		医療経済学 b	2		
	政治・法律	法学 a	2		
		法学 b	2		
		政治学総論 a	2		
		政治学総論 b	2		
		国際政治学 a	2		
		国際政治学 b	2		
		民法 a	2		
		民法 b	2		
		知的財産権法 a	2		
		知的財産権法 b	2		
	総合講座・ 特殊講義	総合講座 a*	2		
		総合講座 b*	2		
		特殊講義 a*	2		
		特殊講義 b*	2		
	教職関連科目**	社会科教育法 I	2		
		社会科教育法 II	2		
		社会・地理歴史科教育法 I	2		
		社会・地理歴史科教育法 II	2		
		社会・地理歴史科教育法 III	2		
		社会・公民科教育法 I	2		
		社会・公民科教育法 II	2		
	演習科目	演習 I a	2	2	
		演習 I b	2	2	
		演習 II a	2	2	

		演習Ⅱ b	2	2		
		演習Ⅲ a	2	2		
		演習Ⅲ b	2	2		
経済学科カリキュラム合計				34	16	48
全学共通授業科目 (別表Ⅳ)	全学総合科目群 (別表Ⅳ-1)	全学総合講座		4	14	
		全学共通講義科目部門				
		全学共通実践科目部門				
		スポーツ・レクリエーション部門				
	外国語科目群 (別表Ⅳ-2)	英語部門		12 ***		
		外国語部門（英語以外）				
		日本語部門****				
卒業に必要な単位数合計				50	16	62
				128		

備考

- (1) 卒業単位数は必修50単位、選択必修16単位、選択62単位で合計して最低128単位以上修得するものとする。128単位の内訳は、学部基礎科目14単位、学科基礎科目24単位以上、学科専門科目および教職関連科目48単位以上、演習科目12単位、全学共通授業科目30単位以上である。
 - (2) 学科専門科目および教職関連科目のうち、28単位までは他学科および他学部科目の単位をもって代用できる。他学部科目は12単位以内とする。
 - (3) *の講義科目は年度ごとに定める。
 - (4) **教職関連科目は、教職課程を登録している学生が履修することができる。
 - (5) ***全学共通授業科目の外国語科目群は、English、ドイツ語、フランス語より一カ国語を履修する（ドイツ語、フランス語は既修者に限る）。
 - (6) ****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
- 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅱ－2 経営学科

群	部門	授業科目	単位	必修	選択 必修	選択					
学部基礎科目		クラスセミナー	2	2							
		経済学（ミクロ）	2	2							
		経済学（マクロ）	2	2							
		経営学 a	2	2							
		経営学 b	2	2							
		経済経営数学入門	2	2							
		統計学入門	2	2							
学科基礎科目		簿記原理 a	2	2							
		簿記原理 b	2	2							
		経営学原理 a	2	2							
		経営学原理 b	2	2							
		ミクロ経済学 a	2		16						
		ミクロ経済学 b	2								
		マクロ経済学 a	2								
		マクロ経済学 b	2								
		コンピュータ入門 a	2								
		コンピュータ入門 b	2								
		情報社会論 a	2								
		情報社会論 b	2								
		経済経営数学 a	2								
		経済経営数学 b	2								
		統計学 a	2								
		統計学 b	2								
		環境学	2								
		サステイナビリティ学	2								
			専門外国語				専門英語 a	2			
							専門英語 b	2			
専門中国語 a	2										
専門中国語 b	2										
	経営管理論 a		2								
	経営管理論 b		2								
	経営戦略論 a		2								
	経営戦略論 b		2								
	経営組織論 a		2								
	経営組織論 b		2								
	経営財務論 a		2								
	経営財務論 b		2								
	人的資源管理論 a		2								
	人的資源管理論 b		2								
国際経営論 a	2										

学科専門科目

学科専門科目		国際経営論 b	2
		NPOマネジメント論 a	2
		NPOマネジメント論 b	2
		リスク・マネジメント論 a	2
		リスク・マネジメント論 b	2
		研究・開発マネジメント a	2
		研究・開発マネジメント b	2
	ビジネス	企業論 a	2
		企業論 b	2
		ベンチャー企業論 a	2
		ベンチャー企業論 b	2
		経営社会学 a	2
		経営社会学 b	2
		マーケティング論 a	2
		マーケティング論 b	2
		広告論 a	2
		広告論 b	2
		保険論 a	2
		保険論 b	2
		証券市場論 a	2
		証券市場論 b	2
		国際貿易論 a	2
		国際貿易論 b	2
		企業経済論 a	2
		企業経済論 b	2
		行動科学論 a	2
		行動科学論 b	2
		ゲーム理論 a	2
		ゲーム理論 b	2
	歴史	日本史概論	2
		東洋史概論	2
		西洋史概論	2
		日本経営史 a	2
		日本経営史 b	2
		外国経営史 a	2
		外国経営史 b	2
		上級簿記 a	2
		上級簿記 b	2
		会計学原理 a	2
		会計学原理 b	2
		国際会計論 a	2

	会計	国際会計論 b	2		
		財務会計論 a	2		
		財務会計論 b	2		
		原価計算論 a	2		
		原価計算論 b	2		
		管理会計論 a	2		
		管理会計論 b	2		
		社会会計論 a	2		
		社会会計論 b	2		
		会計監査論 a	2		
		会計監査論 b	2		
		税務会計論 a	2		
		税務会計論 b	2		
		公会計論 a	2		
		公会計論 b	2		
	情報・統計	多変量解析 a	2		
		多変量解析 b	2		
		コンピュータ・アーキテクチャ	2		
		アルゴリズム論 a	2		
		アルゴリズム論 b	2		
		プログラミング論 a	2		
		プログラミング論 b	2		
		プログラミング応用 a	2		
		プログラミング応用 b	2		
		情報システム論 a	2		
		情報システム論 b	2		
		データベース論 a	2		
		データベース論 b	2		
		データマイニング論 a	2		
		データマイニング論 b	2		
		情報検索論 a	2		
		情報検索論 b	2		
		情報通信ネットワーク a	2		
		情報通信ネットワーク b	2		
		マルチメディア論 a	2		
		マルチメディア論 b	2		
		ウェブデザイン論 a	2		
		ウェブデザイン論 b	2		
		シミュレーション論 a	2		
		シミュレーション論 b	2		
		情報と職業	2		

	経営システム	情報メディア論	2	48
		経営意思決定論 a	2	
		経営意思決定論 b	2	
		オペレーションズ・リサーチ a	2	
		オペレーションズ・リサーチ b	2	
		システムズ・エンジニアリング a	2	
		システムズ・エンジニアリング b	2	
	人口・保健 ・医療	精神保健福祉論 a	2	
		精神保健福祉論 b	2	
		現代人口論 a	2	
		現代人口論 b	2	
		社会保障論 a	2	
		社会保障論 b	2	
		医療経済学 a	2	
		医療経済学 b	2	
	政治・法律	法学 a	2	
		法学 b	2	
		政治学総論 a	2	
		政治学総論 b	2	
		国際政治学 a	2	
		国際政治学 b	2	
		会社法 a	2	
		会社法 b	2	
		知的財産権法 a	2	
		知的財産権法 b	2	
	総合講座・ 特殊講義	総合講座 a *	2	
		総合講座 b *	2	
		特殊講義 a *	2	
		特殊講義 b *	2	
	教職関連科目**	社会科教育法 I	2	
		社会科教育法 II	2	
		社会・公民科教育法 I	2	
		社会・公民科教育法 II	2	
		情報科教育法 I	2	
		情報科教育法 II	2	
	演習科目	演習 I a	2	2
		演習 I b	2	2
		演習 II a	2	2
		演習 II b	2	2
		演習 III a	2	2
		演習 III b	2	2

経営学科カリキュラム合計				34	16	48
全学共通授業科目 (別表Ⅳ)	(別表Ⅳ-1) 全学総合科目群	全学総合講座		4		14
		全学共通講義科目部門				
		全学共通実践科目部門				
		スポーツ・レクリエーション部門				
	(別表Ⅳ-2) 外国語科目群	英語部門		12 ***		
		外国語部門（英語以外）				
		日本語部門****				
	卒業に必要な単位数合計					
				128		

備考

- (1) 卒業単位数は必修50単位、選択必修16単位、選択62単位で合計して最低128単位以上修得するものとする。128単位の内訳は、学部基礎科目14単位、学科基礎科目24単位以上、学科専門科目および教職関連科目48単位以上、演習科目12単位、全学共通授業科目30単位以上である。
 - (2) 学科専門科目および教職関連科目のうち、28単位までは他学科および他学部科目の単位をもって代用できる。他学部科目は12単位以内とする。
 - (3) *の講義科目は年度ごとに定める。
 - (4) **教職関連科目は、教職課程を登録している学生が履修することができる。
 - (5) ***全学共通授業科目の外国語科目群は、English、ドイツ語、フランス語より一カ国語を履修する（ドイツ語、フランス語は既修者に限る）。
 - (6) ****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。
- 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅱ－3 国際環境経済学科

群	部門	授業科目	単位	必修	選択必修	選択
学部基礎科目		クラスセミナー	2	2		
		経済学（ミクロ）	2	2		
		経済学（マクロ）	2	2		
		経営学 a	2	2		
		経営学 b	2	2		
		経済経営数学入門	2	2		
		統計学入門	2	2		
学科基礎科目		環境学	2	2		
		サステイナビリティ学	2	2		
		ミクロ経済学 a	2	2		
		ミクロ経済学 b	2	2		
		マクロ経済学 a	2	2		
		マクロ経済学 b	2	2		
		経済経営数学 a	2	12		
		経済経営数学 b	2			
		統計学 a	2			
		統計学 b	2			
		経営学原理 a	2			
		経営学原理 b	2			
		会計学 a	2			
		会計学 b	2			
		簿記原理 a	2			
		簿記原理 b	2			
		コンピュータ入門 a	2			
		コンピュータ入門 b	2			
		情報社会論 a	2			
		情報社会論 b	2			
	専門外国語	Introductory Lectures	2	2	4	
		専門英語 a	2			
		専門英語 b	2			
		専門中国語 a	2			
		専門中国語 b	2			
		英語ビジネス・コミュニケーション	2			
		英語ビジネス・コミュニケーション実務	2			
		メディア英語	2			
		日本経済論 a	2			
		日本経済論 b	2			
		経済政策論 a	2			

学科専門科目	公共経済	経済政策論 b	2	4		
		公共経済学 a	2			
		公共経済学 b	2			
		都市経済学 a	2			
		都市経済学 b	2			
		上級ミクロ経済学 a	2			
		上級ミクロ経済学 b	2			
		上級マクロ経済学 a	2			
		上級マクロ経済学 b	2			
		ゲーム理論 a	2			
		ゲーム理論 b	2			
		産業組織論 a	2			
		産業組織論 b	2			
		行動経済学 a	2			
		行動経済学 b	2			
	環境	地球環境論 a	2	4		
		地球環境論 b	2			
		経済地理学 a	2			
		経済地理学 b	2			
		地域生態論 a	2			
		地域生態論 b	2			
		農業経済学 a	2			
		農業経済学 b	2			
		環境経済学 a	2			
		環境経済学 b	2			
		環境政策論 a	2			
		環境政策論 b	2			
		資源・エネルギー経済論 a	2			
		資源・エネルギー経済論 b	2			
		環境ビジネス論 a	2			
		環境ビジネス論 b	2			
		環境マネジメント論 a	2			
		環境マネジメント論 b	2			
		環境法 a	2			
		環境法 b	2			
		国際環境法 a	2			
		国際環境法 b	2			
			国際公共政策論 a		2	
			国際公共政策論 b		2	
			国際経済学 a		2	

国際	国際経済学 b	2	4		
	国際貿易論 a	2			
	国際貿易論 b	2			
	国際金融論 a	2			
	国際金融論 b	2			
	開発経済学 a	2			
	開発経済学 b	2			
	国際経営論 a	2			
	国際経営論 b	2			
	国際開発論 a	2			
	国際開発論 b	2			
	開発社会学	2			
	国際N P O 論 a	2			
	国際N P O 論 b	2			
	国際経済法 a	2			
	国際経済法 b	2			
	国際政治経済学 a	2			
	国際政治経済学 b	2			
	国際協力論 a	2			
	国際協力論 b	2			
	国際組織論 a	2			
	国際組織論 b	2			
	外国経済	アメリカ経済論 a		2	
		アメリカ経済論 b		2	
		ヨーロッパ経済論 a		2	
ヨーロッパ経済論 b		2			
ラテンアメリカ経済論 a		2			
ラテンアメリカ経済論 b		2			
東アジア・中国経済論 a		2			
東アジア・中国経済論 b		2			
東南アジア経済論 a		2			
東南アジア経済論 b		2			
南アジア経済論 a		2			
南アジア経済論 b		2			
オセアニア経済論 a		2			
オセアニア経済論 b		2			
アフリカ経済論 a		2			
アフリカ経済論 b		2			
中東経済論 a		2			
中東経済論 b		2			

調査・統計分析	経済統計論 a	2
	経済統計論 b	2
	計量経済学 a	2
	計量経済学 b	2
	社会調査論 a	2
	社会調査論 b	2
	多変量解析 a	2
	多変量解析 b	2
	地域調査論	2
	地理情報システム論	2
地域・実践	NPOマネジメント論 a	2
	NPOマネジメント論 b	2
	地域メディア論	2
	地域づくり論	2
	地域活性化論	2
	ソーシャル・ビジネス論 a	2
	ソーシャル・ビジネス論 b	2
人口・保健・医療	精神保健福祉論 a	2
	精神保健福祉論 b	2
	現代人口論 a	2
	現代人口論 b	2
	社会保障論 a	2
	社会保障論 b	2
	医療経済学 a	2
	医療経済学 b	2
歴史	日本史概論	2
	東洋史概論	2
	西洋史概論	2
	日本社会史 a	2
	日本社会史 b	2
	日本経済史 a	2
	日本経済史 b	2
	外国経済史 a	2
	外国経済史 b	2
政治・法律	法学 a	2
	法学 b	2
	政治学総論 a	2
	政治学総論 b	2

		総合講座 a *	2			
		総合講座 b *	2			
		特殊講義 a *	2			
		特殊講義 b *	2			
教職関連科目**		社会科教育法Ⅰ	2			
		社会科教育法Ⅱ	2			
		社会・公民科教育法Ⅰ	2			
		社会・公民科教育法Ⅱ	2			
演習科目		演習Ⅰ a	2	2		
		演習Ⅰ b	2	2		
		演習Ⅱ a	2	2		
		演習Ⅱ b	2	2		
		演習Ⅲ a	2	2		
		演習Ⅲ b	2	2		
国際環境経済学科カリキュラム合計				40	28	30
全学共通授業科目（別表Ⅳ）	（別表Ⅳ-1） 全学総合科目群	全学総合講座部門		4		10
		全学共通講義科目部門				
		全学共通実践科目部門				
		スポーツ・レクリエーション部門				
	（別表Ⅳ-2） 外国語科目群	英語部門***		16		
		外国語部門（英語以外）				
		日本語部門****				
卒業に必要な単位数合計				60	28	40
				128		

備考

- (1) 卒業単位数は必修60単位、選択必修28単位、選択40単位で合計して最低128単位以上修得するものとする。128単位の内訳は、学部基礎科目14単位、学科基礎科目24単位以上、学科専門科目および教職関連科目48単位以上、演習科目12単位、全学共通授業科目30単位以上である。
- (2) 学科専門科目および教職関連科目のうち、16単位までは他学科および他学部科目の単位をもって代用できる。他学部科目は12単位以内とする。
- (3) *の講義科目は年度ごとに定める。
- (4) **教職関連科目は、教職課程を登録している学生が履修することができる。
- (5) ***全学共通授業科目の外国語科目群は、Englishを履修する。

(6) ****日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅲ—1 法律学科

法学部														
部門	科目	単位数	行政法務コース			企業法務コース			法曹コース					
			必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択			
基礎法	入門演習	2	2	4	70	2	4	72	2	2	66			
	憲法入門	2	2						2					
	民法入門	2	4			2			2					
	刑法入門	2				4				2				
	国際法入門	2												
	総合政策入門	2												
	基礎演習	2	4	4		4								
	社会科学概論	2												
	法思想史	2												
	法哲学	2												
	日本法制史	2												
	日本近代法史	2												
	西洋法制史 a	2												
	西洋法制史 b	2												
	比較法史	2												
	法心理学 a	2												
	法心理学 b	2												
	外国法	英米法							2					
		ドイツ法							2					
		フランス法							2					
アジア法 a		2												
アジア法 b		2												
地域共同体法 a		2												
地域共同体法 b		2												
外国法講読Ⅰ		2												
外国法講読Ⅱ		2												
公法	憲法・人権	2	2	70	72	2	66							
	憲法・統治	2	2											
	憲法・発展	2												
	行政法Ⅰ	2				2								
	行政法Ⅱ	2	2											
	行政法Ⅲ	2												
	比較公法	2												
	租税法 a	2												
	租税法 b	2												

	刑事訴訟法 a	2							
	刑事訴訟法 b	2							
国際関係	国際法Ⅰ	2							
	国際法Ⅱ	2							
	国際法Ⅲ	2							
	国際人道法	2							
	国際政治学	2							
	日本政治史	2							
政治	政治学原論	2							
	日本政治論	2							
	地方自治論 a	2							
	地方自治論 b	2							
	政治思想史	2							
	西洋政治史 a	2							
	西洋政治史 b	2							
	比較政治 a	2							
	比較政治 b	2							
	行政学 a	2							
	行政学 b	2							
特講	法律学特講	2							
	法曹特講	2						2	
社会・経済	経済学入門	2							
	法社会学 a	2							
	法社会学 b	2							
	会計学 a	2							
	会計学 b	2							
歴史	日本史	2							
	東洋史	2							
	西洋史	2							
総合講座	法政総合講座	2							
演習	演習Ⅰ a	2							
	演習Ⅰ b	2							
	演習Ⅱ a	2							
	演習Ⅱ b	2							

免許			社会科教育法Ⅰ	2									
			社会科教育法Ⅱ	2									
			社会・地理歴史科教育法Ⅰ	2									
			社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2									
			社会・地理歴史科教育法Ⅲ	2									
			社会・公民科教育法Ⅰ	2									
			社会・公民科教育法Ⅱ	2									
小 計				14	4	70	12	4	72	18	4	66	
全学共通授業科目 (別表Ⅳ)	全学総合科目群 (別表Ⅳ-1)	全学総合講座部門			4	20		4	20		4	20	
		全学共通講義科目部門											
		全学共通実践科目部門											
		スポーツ・レクリエーション部門											
	外国語科目群 (別表Ⅳ-2)	英語部門			8*	8**		8*	8**		8*	8**	
		外国語部門（英語以外）											
		日本語部門***											
合 計				26	32	70	24	32	72	30	32	66	
				128			128			128			

備考

(1) *外国語科目群は、第一外国語としてEnglish、ドイツ語、フランス語のうちいずれか一カ国語とする。

**Englishを第一外国語とする場合、第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語のうち、いずれか一カ国語とする。ドイツ語、フランス語を第一外国語とする場合は、既修者にかぎる。また、その場合は、Englishを第二外国語とする。

第一外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。

第二外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。

なお、第二外国語8単位については、別表Ⅲ—1の他の科目で振り替えることができる。

***日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。

- (2) 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は、選択科目の単位数に算入することができる。ただし、全学共通授業科目を除く。
- (3) 卒業に必要な選択科目のうち、16単位までは国際関係法学科および総合政策学科の科目の単位をもって代用できる。
- (4) 免許部門は教職課程履修者のみ履修することができる。
- (5) 免許部門は別表Ⅳ―1の付記にかかわらず卒業に必要な単位に算入できない。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅲ—2 国際関係法学科

部門	科目	単位数	必修	選択必修	選択				
基本	入門演習	2	2						
	憲法入門	2		4					
	民法入門	2							
	刑法入門	2							
	総合政策入門	2							
	国際関係法入門	2							
	基礎演習	2	4						
	社会科学概論	2							
	憲法・人権	2							
	民法Ⅰ	2							
	国際法Ⅰ	2							
	国際法Ⅱ	2							
	国際法Ⅲ	2							
	国際政治論	2							
	比較法史	2							
	比較法概論 a	2							
	比較法概論 b	2							
	国際私法 a	2							
	国際私法 b	2							
	国際人道法	2							
	比較政治 a	2							
	比較政治 b	2							
	国際関係法	国際組織法				2			
		国際人権法 a				2			
国際人権法 b		2							
国際環境法 a		2							
国際環境法 b		2							
国際経済法		2							
国際開発協力法		2							
国際租税法		2							
国際取引法		2							
国際知的財産権法		2							
国際家族法		2							
国際民事訴訟法		2							
模擬国際裁判		2							
国際関係法特講		2							

比 較 法 ・ 外 国 法	比較公法	2
	比較私法	2
	比較会社法 a	2
	比較会社法 b	2
	地域共同体法 a	2
	地域共同体法 b	2
	英米法特論	2
	ドイツ法特論	2
	フランス法特論	2
	アジア法 a	2
	アジア法 b	2
関 連 法	憲法・統治	2
	憲法・発展	2
	民法Ⅱ	2
	民法Ⅲ	2
	商法総則・商行為	2
	会社法Ⅰ	2
	会社法Ⅱ	2
	行政法Ⅰ	2
	行政法Ⅱ	2
	刑法総論Ⅰ	2
	刑法総論Ⅱ	2
	刑法各論Ⅰ	2
	刑法各論Ⅱ	2
	刑事政策 a	2
	刑事政策 b	2
国 際 政 治	国際関係論 a	2
	国際関係論 b	2
	日本政治外交史 a	2
	日本政治外交史 b	2
	平和学 a	2
	平和学 b	2
	国際協力論 a	2
	国際協力論 b	2
	国際関係史 a	2
	国際関係史 b	2
	アメリカ政治外交史 a	2
	アメリカ政治外交史 b	2
	国際政治特講	2

国 際 経 済	日本経済論 a	2
	日本経済論 b	2
	国際経済論 a	2
	国際経済論 b	2
	国際金融論 a	2
	国際金融論 b	2
	多国籍企業論 a	2
	多国籍企業論 b	2
比 較 ・ 地 域 研 究	政治過程論	2
	日本政治論	2
	日本法制史	2
	日本近代法史	2
	西洋政治史 a	2
	西洋政治史 b	2
	西洋政治思想史	2
	西洋法制史 a	2
	西洋法制史 b	2
	人権の歴史	2
	地域政治史	2
	行政学 a	2
	行政学 b	2
	アジア政治論 a	2
	アジア政治論 b	2
	地方自治論 a	2
	地方自治論 b	2
	地域研究特講	2
文 献 講 読	国際関係法講読Ⅰ	2
	国際関係法講読Ⅱ	2
	外国法講読Ⅰ	2
	外国法講読Ⅱ	2
	国際政治講読Ⅰ	2
	国際政治講読Ⅱ	2
総合講座	法政総合講座	2
演 習	演習Ⅰ a	2
	演習Ⅰ b	2
	演習Ⅱ a	2
	演習Ⅱ b	2

小 計			6	4	78
全学共通授業科目 (別表Ⅱ)	全学総合科目群 (別表Ⅱ-1)	全学総合講座部門	4	16	
		全学共通講義科目部門			
		全学共通実践科目部門			
		スポーツ・レクリエーション部門			
	外国語科目群 (別表Ⅱ-2)	英語部門	12*		
		外国語部門（英語以外）		8 **	
		日本語部門***			
合 計			22	28	78
			128		

備考

(1) *外国語科目群は、Englishを第一外国語とする。

**第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語のうち、いずれか一カ国語とする。

第一外国語は1学年に6単位、2学年に6単位、合計12単位を修得するものとする。

第二外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。

なお、第二外国語8単位については、別表Ⅱ—2の他の科目で振り替えることができる。

***日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。

(2) 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は、選択科目の単位数に算入することができる。ただし、全学共通授業科目を除く。

(3) 卒業に必要な選択科目のうち、16単位までは法律学科および総合政策学科の科目の単位をもって代用できる。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅲ—3 総合政策学科

部門		科目	単位数	必修	選択必修	選択
基礎科目		入門演習	2	2		
		総合政策入門	2	2		
		基礎演習	2	4		
		憲法入門	2		10	
		民法入門	2			
		民法Ⅰ	2			
		刑法入門	2			
		憲法・人権	2			
		国際関係法入門	2			
		政治学入門	2			
		社会科学概論	2			
学部専門科目		憲法・統治	2		20	
		行政法Ⅰ	2			
		行政法Ⅱ	2			
		行政法Ⅲ	2			
		地方自治法 a	2			
		地方自治法 b	2			
		民法Ⅱ	2			
		民法Ⅲ	2			
		民法Ⅳ	2			
		民法Ⅴ	2			
		商法総則・商行為	2			
		刑法総論Ⅰ	2			
		刑法総論Ⅱ	2			
		政治過程論	2			
		日本政治論	2			
		日本政治外交史 a	2			
		日本政治外交史 b	2			
		地域政治論 a	2			
		地域政治論 b	2			
		まちづくり特論	2			
		行政過程論	2			
		政策過程論	2			
		地方自治論 a	2			
		地方自治論 b	2			
		行政学 a	2			
		行政学 b	2			

学科専門科目	政策・地域	経済政策 a	2		
		経済政策 b	2		
		環境政策 a	2		
		環境政策 b	2		
		都市政策 a	2		
		都市政策 b	2		
		刑事政策 a	2		
		刑事政策 b	2		
		教育法 a	2		
		教育法 b	2		
		土地法	2		
		医療・福祉概論 a	2		
		医療・福祉概論 b	2		
		高齢化社会論 a	2		
		高齢化社会論 b	2		
		地方財政論 a	2		
		地方財政論 b	2		
		財政学 a	2		
		財政学 b	2		
		日本経済論 a	2		
		日本経済論 b	2		
		日本文化論 a	2		
		日本文化論 b	2		
		地域文化	2		
		多文化共生論	2		
		政治・基礎法	国際政治論		
	比較政治 a		2		
	比較政治 b		2		
	西洋政治史 a		2		
	西洋政治史 b		2		
	西洋政治思想史		2		
	アジア政治外交史 a		2		
アジア政治外交史 b	2				
法思想史	2				
法哲学	2				
日本法制史	2				
日本近代法史	2				
法社会学 a	2				
法社会学 b	2				

52

法 律	憲法・発展	2			
	会社法Ⅰ	2			
	会社法Ⅱ	2			
	手形・小切手法	2			
	保険法	2			
	経済法	2			
	刑法各論Ⅰ	2			
	刑法各論Ⅱ	2			
	民事訴訟法 a	2			
	民事訴訟法 b	2			
	倒産法	2			
	少年法 a	2			
	少年法 b	2			
	刑事訴訟法 a	2			
	刑事訴訟法 b	2			
	社会保障法 a	2			
	社会保障法 b	2			
	労働法 a	2			
	労働法 b	2			
	租税法 a	2			
	租税法 b	2			
	消費者法	2			
	環境法 a	2			
	環境法 b	2			
	国際法Ⅰ	2			
	国際法Ⅱ	2			
	国際人権法 a	2			
	国際人権法 b	2			
文 献 講 読	外国書講読Ⅰ	2			
	外国書講読Ⅱ	2			
総 合 講 座	法政総合講座	2			
演 習	演習Ⅰ a	2			
	演習Ⅰ b	2			
	演習Ⅱ a	2			
	演習Ⅱ b	2			
小 計			8	30	52

全学共通授業科目 (別表Ⅳ)	(別表Ⅳ-1) 全学総合科目群	全学総合講座部門	4	14	
		全学共通講義科目部門			
		全学共通実践科目部門			
		スポーツ・レクリエーション部門			
	(別表Ⅳ-2) 外国語科目群	英語部門	12*		
		外国語部門（英語以外）		8**	
		日本語部門***			
合 計			24	52	52
			128		

備考

(1) *外国語科目群は、Englishを第一外国語とする。

**第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、韓国語のうち、いずれか一カ国語とする。

第一外国語は1学年に6単位、2学年に6単位、合計12単位を修得するものとする。

第二外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。

なお、第二外国語8単位については、別表Ⅲ-3の他の科目で振り替えることができる。

***日本語部門は、外国人学生および帰国学生が、別に定める規程に基づき履修することができる。

(2) 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は、選択科目の単位数に算入することができる。ただし、全学共通授業科目を除く。

(3) 卒業に必要な選択科目のうち、16単位までは他学部、他学科の科目の単位をもって代用できる。

○本表は2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅳ 全学共通授業科目
別表Ⅳ―1 全学総合科目

科目群	部門	科目	単位
全学総合科目群	全学総合講座部門	全学総合講座	2
	全学共通講義科目部門	ことばと思想 1	2
		歴史と文化 1	2
		現代社会 1	2
		自然・環境・人間 1	2
	全学共通実践科目部門	ことばと思想 2	2
		歴史と文化 2	2
		現代社会 2	2
		自然・環境・人間 2	2
	スポーツ・レクリエーション部門	スポーツ・レクリエーション	1

備考：

(1) 全学共通授業科目の履修については学則別表Ⅰ～Ⅲの定めるところによる。

○ 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

付記：教職課程にかかる科目は、学則別表Ⅴによるが、運用にあたっては以下の通りとする。

学則別表Ⅴ―2「各学部共通科目」で修得した科目は、学則別表Ⅳ―1「全学総合科目」又は学則別表Ⅳ―2「外国語科目」の各部門の該当する科目に読み替えることができる。

別表Ⅳ―2 外国語科目

科目群	部門	科目	単位
外国語科目群	英語部門	English	1*
	外国語部門（英語以外）	ドイツ語	1
		フランス語	1
		スペイン語	1
		中国語	1
		韓国語	1
		外国語	1
	日本語部門	日本語	1

備考：

- (1) 全学共通授業科目の履修については学則別表Ⅰ～Ⅲの定めるところによる。
- (2) *「English」科目の単位については、科目特性によって単位数が異なる。

○ 本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

付記：教職課程にかかる科目は、学則別表Ⅴによるが、運用にあたっては以下の通りとする。

学則別表Ⅴ―2「各学部共通科目」で修得した科目は、学則別表Ⅳ―1「全学総合科目」又は学則別表Ⅳ―2「外国語科目」の各部門の該当する科目に読み替えることができる。

別表V—1 教職課程授業科目

欄	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	中学校		高等学校	
						必修	選択	必修	選択
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する	10	教育原論	2	2		2	
		・教職の意義及び教員の役割・職		教職論	2	2		2	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との		教育制度	2	2		2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発		教育心理学	2	2		2	
		・特別の支援を必要とする幼児、		特別支援教育論	2	2		2	
		・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	2		2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と実践	2	2			
		・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の理論	2	2		2	
		・特別活動の指導法		特別活動論	2	2		2	
		・教育の方法及び技術（情報機器		教育方法学	2	2		2	
		・生徒指導の理論及び方法		生徒指導と進路指導	2	2		2	
		・進路指導及びキャリア教育の理							
		・教育相談（カウンセリングに関		教育相談	2	2		2	
第五欄	教育実践に関する科目	・教育実習	中5 高3	教育実習指導	2	2		2	
		教育実習Ⅰ		中4	2		2		
		・学校体験活動		教育実習Ⅱ	高2	2			
		・教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	2		2	
		合 計			中27 高23			ドイツ語32 英語32 フランス語32 社会32	

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表V-2 各学部共通科目

A表

科目	単位
現代社会 1 (日本国憲法)	2
現代社会 2 (コンピュータ入門 a)	2
現代社会 2 (コンピュータ入門 b)	2
スポーツ・レクリエーション (インラインスケート a)	1
スポーツ・レクリエーション (インラインスケート b)	1
スポーツ・レクリエーション (インラインホッケー a)	1
スポーツ・レクリエーション (インラインホッケー b)	1
スポーツ・レクリエーション (ウェルネス入門 a)	1
スポーツ・レクリエーション (ウェルネス入門 b)	1
スポーツ・レクリエーション (硬式テニス a)	1
スポーツ・レクリエーション (硬式テニス b)	1
スポーツ・レクリエーション (ゴルフ a)	1
スポーツ・レクリエーション (ゴルフ b)	1
スポーツ・レクリエーション (コンディショントレーニング a)	1
スポーツ・レクリエーション (コンディショントレーニング b)	1
スポーツ・レクリエーション (サッカー a)	1
スポーツ・レクリエーション (サッカー b)	1
スポーツ・レクリエーション (スポーツ型デトックス a)	1
スポーツ・レクリエーション (スポーツ型デトックス b)	1
スポーツ・レクリエーション (ソフトボール a)	1
スポーツ・レクリエーション (ソフトボール b)	1
スポーツ・レクリエーション (卓球 a)	1
スポーツ・レクリエーション (卓球 b)	1
スポーツ・レクリエーション (トレーニング入門 a)	1
スポーツ・レクリエーション (トレーニング入門 b)	1
スポーツ・レクリエーション (ニュースポーツ a)	1
スポーツ・レクリエーション (ニュースポーツ b)	1
スポーツ・レクリエーション (バスケットボール a)	1
スポーツ・レクリエーション (バスケットボール b)	1
スポーツ・レクリエーション (バドミントン a)	1
スポーツ・レクリエーション (バドミントン b)	1
スポーツ・レクリエーション (バレーボール a)	1

スポーツ・レクリエーション（バレーボール b）	1
スポーツ・レクリエーション（フットサル a）	1
スポーツ・レクリエーション（フットサル b）	1
スポーツ・レクリエーション（フリスビー a）	1
スポーツ・レクリエーション（フリスビー b）	1
スポーツ・レクリエーション（ボールルームダンス a）	1
スポーツ・レクリエーション（ボールルームダンス b）	1
スポーツ・レクリエーション（マットピラティス a）	1
スポーツ・レクリエーション（マットピラティス b）	1
スポーツ・レクリエーション（3 ボールスポーツ a）	1
スポーツ・レクリエーション（3 ボールスポーツ b）	1
スポーツ・レクリエーション（ハンドボール a）	1
スポーツ・レクリエーション（ハンドボール b）	1
スポーツ・レクリエーション（アウトドアレクリエーション）	1
スポーツ・レクリエーション（アウトドア山岳）	1
スポーツ・レクリエーション（ウィンドサーフィン）	1
スポーツ・レクリエーション（アウトドア海浜）	1
スポーツ・レクリエーション（アイススポーツトレーニング）	1
スポーツ・レクリエーション（アイススポーツ）	1
スポーツ・レクリエーション（コーディネーショントレーニング）	1
スポーツ・レクリエーション（スキー&スノーボード）	1
English (Academic Reading Strategies I a)	1
English (Academic Reading Strategies I b)	1
English (Academic Writing I a : Paragraph)	1
English (Academic Writing I b : Paragraph)	1
English (Speaking in Academic Contexts I a)	1
English (Speaking in Academic Contexts I b)	1
English (Academic Listening Strategies I a)	1
English (Academic Listening Strategies I b)	1
English (Academic Reading Strategies II a)	1
English (Academic Reading Strategies II b)	1
English (Academic Writing II a : Essay)	1
English (Academic Writing II b : Essay)	1
English (Academic Listening Strategies II a)	1

English (Academic Listening Strategies II b)	1
English (Selected Topics in Social Sciences a)	1
English (Selected Topics in Social Sciences b)	1

B表

科目	単位
現代社会 1 (地理学概説 I)	2
現代社会 1 (地理学概説 II)	2
現代社会 1 (地誌学概説 I)	2
現代社会 1 (地誌学概説 II)	2
ことばと思想 1 (哲学概説 I)	2
ことばと思想 1 (哲学概説 II)	2
ことばと思想 1 (倫理学概説 I)	2
ことばと思想 1 (倫理学概説 II)	2
ことばと思想 1 (宗教学概説 I)	2
ことばと思想 1 (宗教学概説 II)	2
ことばと思想 1 (社会心理学 a)	2
ことばと思想 1 (社会心理学 b)	2

〔備考〕

A表は、中学校教諭 1 種免許状および高等学校教諭 1 種免許状を取得するに際し、学則別表 V—4 「教育職員免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」により選択履修する科目である。

B表は、中学校教諭 1 種免許状（社会）および高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史、公民）を取得するに際し、選択履修する科目である。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第 2 学年に入学した者および2020年度以前に第 3 学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表V―3 大学が独自に設定する科目

認定を受けようとする学部・学科等		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
学部	学科		単位数	授業科目	単位数	必修	選択
外国語学部 国際教養学部 経済学部 法学部	ドイツ語学科	大学が独自に設定する科目	中4 高12	学校経営と学 校図書館	2		2
	英語学科			学校図書館メ ディアの構築	2		2
	フランス語学科			学習指導と学 校図書館	2		2
	交流文化学科			読書と豊かな 人間性	2		2
	言語文化学科			情報メディア 活用	2		2
	経済学科			生涯学習概論	2		2
	経営学科			道德教育の理 論と実践	2		2
	国際環境経済 学科			介護ボランテ ィアの理論と	2	2	
	法律学科						

〔備考〕

- (1) 学則別表V―3「大学が独自に設定する科目」に定める単位数には、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び学則別表V―1「教職課程授業科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位を充当することができる。
- (2) 道德教育の理論と実践は、高等学校教諭1種免許状のみ適用する。
- (3) 介護ボランティアの理論と実践は、中学校教諭1種免許状を取得する場合にのみ必修とする。
- 本表は2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅴ－４ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

認定を受けようとする学部・学		免許法施行規則に定める科目及び単		左記に対応する開設授業科目			
学部	学科	科目	単位数	授業科目	単位数	必修	選択
外国語学部	ドイツ語学科	日本国憲法	2	現代社会1（日本国憲法）**	2	2	
	英語学科	体育	2	スポーツ・レクリエーション*	1	2	
	ドイツ語学科	外国語コミュニケーション	2	総合ドイツ語Ⅴ	2	2	
	英語学科	外国語コミュニケーション	2	Comprehensive EnglishⅢ	1	2	
				Comprehensive EnglishⅣ	1		
	フランス語学科	外国語コミュニケーション	2	総合フランス語Ⅰ	2		2
				総合フランス語Ⅱ	2		
	交流文化学科	外国語コミュニケーション	2	Reading StrategiesⅢ	1	2	
				Reading StrategiesⅣ	1		
国際教養学部	言語文化学科	日本国憲法	2	現代社会1（日本国憲法）**	2	2	
		体育	2	スポーツ・レクリエーション*	1	2	
		外国語コミュニケーション	2	英語Ⅳ	1	2	
経済学部	経済学科	日本国憲法	2	現代社会1（日本国憲法）**	2	2	
		体育	2	スポーツ・レクリエーション*	1	2	
		外国語コミュニケーション	2	English*	1	2	
法学部	法律学科	日本国憲法	2	憲法入門	2	2	
		体育	2	スポーツ・レクリエーション*	1	2	
		外国語コミュニケーション	2	English*	1	2	
外国語学部	ドイツ語学科 英語学科	情報機器の操作	2	情報科学各論	2	2	
国際教養学部	言語文化学科	情報機器の操作	2	コンピュータと言語	2		2
				情報科学各論Ⅰ	2		
				情報科学各論Ⅱ	2		
				総合科学特殊研究（情報検索演習）	2		
				データベース論	2		
				統計と調査法	2		
経済学部	経済学科	情報機器の操作	2	コンピュータ入門 a	2		2
	国際環境経済学科			コンピュータ入門 b	2		
	経営学科	情報機器の操作	2	コンピュータ入門 a	2		2
				コンピュータ入門 b	2		
				データベース論 a	2		
				マルチメディア論 a	2		
				プログラミング論 a	2		
				シミュレーション論 a	2		
				情報検索論 a	2		
				情報システム論 a	2		
法学部	法律学科	情報機器の操作	2	現代社会2（コンピュータ入門 a）**	2		2
				現代社会2（コンピュータ入門 b）**	2		

備考

*科目は、学則別表Ⅴ－2（各学部共通科目）のA表から選択履修する。

**科目は、学則別表Ⅴ－2（各学部共通科目）のA表から履修する。

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅴ－５ 教員免許状の種類（免許教科の種類を含む）

学 部	学 科	取得できる免許状の種類	免許教科
外国語学部	ドイツ語学科	中学校教諭 1 種免許状	ド イ ツ 語
		高等学校教諭 1 種免許状	ド イ ツ 語
	英語学科	中学校教諭 1 種免許状	英 語
		高等学校教諭 1 種免許状	英 語
	フランス語学科	中学校教諭 1 種免許状	フランス語
		高等学校教諭 1 種免許状	フランス語
	交流文化学科	中学校教諭 1 種免許状	英 語
		高等学校教諭 1 種免許状	英 語
国際教養学部	言語文化学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	地 理 歴 史
			公 民
		中学校教諭 1 種免許状	英 語
経済学部	経済学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	地 理 歴 史
	経営学科		中学校教諭 1 種免許状
		高等学校教諭 1 種免許状	情 報
国際環境経済学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会	
	高等学校教諭 1 種免許状	公 民	
法学部	法律学科	中学校教諭 1 種免許状	社 会
		高等学校教諭 1 種免許状	地 理 歴 史
			公 民

○本表は、2019年度入学者から適用する。ただし、2018年度以前に入学した者ならびに2019年度以前に第2学年に入学した者および2020年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅵ―1 司書科目

群	区分	省令上の科目	本学の開設科目	単位	備考
甲群 必修科目	基礎科目	生涯学習概論	生涯学習概論	2	11科目 22単位
		図書館概論	図書館概論	2	
		図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	
		図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	
		情報サービス論	情報サービス論	2	
		児童サービス論	児童サービス論	2	
		情報サービス演習	情報サービス演習	2	
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	
		情報資源組織論	情報資源組織論	2	
		情報資源組織演習	情報資源組織演習	2	
乙群 選択科目	2科目選択	図書館基礎特論	図書館基礎特論	2	2科目 4単位 以上 取得
		図書館サービス特論	図書館サービス特論	2	
		図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	2	
		図書・図書館史	図書・図書館史	2	
		図書館施設論	図書館施設論	2	
		図書館実習	図書館実習	2	
資格取得のための最低修得単位数				26	—

○本表は、2012年度入学者から適用する。ただし、2011年度以前の入学者についてはなお従前のとおりとし、その単位認定については、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）（抄）附則（平成21年文部科学省令第21号）に基づいて行うものとする。

別表Ⅵ－2 司書教諭科目

	省令上の科目	本学の開設科目	単位
必修	学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	2
	学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2
	学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2
	情報メディアの活用	情報メディアの活用	2
	合 計		10

○本表は、2003年度入学者から適用する。